

特集

法施行後の景観まちづくりの動向

「寄稿1」景観行政と景観まちづくり……………10
東京大学アジア生物資源環境研究センター教授 ●堀 繁

「寄稿2」まちづくり市民事業の集積による景観まちづくり……………13
早稲田大学理工学術院教授、同大都市・地域研究所長 ●佐藤 滋

「寄稿3」塩尻市における文化財資産を核としたまちづくり……………16
塩尻市長 ●小口利幸

「寄稿4」四国のまほろば美馬市
 「うだつが上がるまち」景観まちづくりの取り組み……………19
美馬市長 ●牧田 久

「寄稿5」市民とともに目指す 水郷柳川景観について……………22
柳川市長 ●金子健次

■都市計画シンポジウム……………25
 景観まちづくりの新たな展開 — 景観法施行5年を迎えて —
「基調講演」●日本都市計画学会副会長、早稲田大学創造理工学部長教授・後藤春彦
 「市長講演」●富士谷英正・近江八幡市長／竹内 功・鳥取市長／渋谷俊彦・出水市長
 「パネルディスカッション」
 コーディネーター ●横張 真・日本都市計画学会常務理事 東京大学大学院教授
 パネリスト ●岸井隆幸・日本都市計画学会会長 日本大学教授／秋田典子・千葉大学大学院准教授
 富士谷英正・近江八幡市長／竹内 功・鳥取市長／渋谷俊彦・出水市長

■とっておき！美しい都市の景観……………3
「碓氷第二橋梁」安中市(群馬県)

■食から考える カ・ラ・ダいきいきライフ(服部幸應 監修)……………4
しっとり柔らかな身をパリパリの皮に包んで サワラとしその包み焼き

動き

■世界の動き／中東対応に苦慮する米国……………38
時事総研客員研究員 ●金重 紘

■経済の動き／リスクに備える……………40
東京大学大学院教授 ●伊藤元重

■自治の動き／震災に揺さぶられた統一地方選……………42
ジャーナリスト ●松本克夫

■マイ・プライベート・タイム……………50
私の体力づくりと楽しみ……………50
八潮市長 ●多田重美

■わが市を語る……………54
◆「愛と誇りと活力に満ちたまちづくり」を目指して……………54
駒ヶ根市長 ●杉本幸治
◆世界につながる人と文化の交流拠点「鎌ヶ谷」……………54
鎌ヶ谷市長 ●清水聖士
◆魅力いっぱいの淡路島、防災対策と……………54
ふるさと資源を生かしたまちづくり……………54
南あわじ市長 ●中田勝久
◆地域の魅力再発見……………54
大田市長 ●竹腰創一

■歴史に見る リーダーと、それを支えた人たち……………64
住民意識と生活環境 — 秋山真之(三) —
作家 ●童門冬一

■編集後記……………72

■市政ギャラリー 都市の素顔……………73
「富山市公会堂と城」(富山県)

表紙イラスト：山本 陽
 本文イラスト：細田雅亮

市政ルポ……………44



新見市(岡山県)
 全国発信の『種目』はITからキャビアまで
 多彩な取り組みで地域を活性化する積極市政
新見市長 ●石垣正夫

■都市のリスクマネジメント……………52
事故対応③ 事故報告……………52
市長村アカデミー客員教授 ●大塚康男

■全国市長会の動き— Mayors' Action ……66

■発見！驚き！「市政」トリビアクイズ……………72

特集

法施行後の 景観まちづくりの動向

景観緑三法が施行されてからおよそ5年。同法の成立をきっかけに、地方自治体においても、彩り豊かな自然や歴史的なまち並みなど、さまざまな景観資源を守る取り組みが一層活発に行われるようになりました。

今回の特集では、同法の効果と課題を検証するとともに、これまでの地方自治体の取り組みをふまえて、都市自治体の参考になる景観まちづくりの事例についても紹介します。

寄稿 1

景観行政と景観まちづくり

東京大学アジア生物資源環境研究センター教授 堀 繁

寄稿 2

まちづくり市民事業の集積による 景観まちづくり

早稲田大学理工学術院教授、同大都市・地域研究所所長 佐藤 滋

寄稿 3

塩尻市における 文化財資産を核としたまちづくり

塩尻市長 小口利幸

寄稿 4

四国のまほろば 美馬市 「うだつが上がるまち」景観まちづくりの取り組み

美馬市長 牧田 久

寄稿 5

市民とともに目指す 水郷柳川景観について

柳川市長 金子健次

景観行政と景観まちづくり

東京大学アジア生物資源環境研究センター教授

堀 繁



景観行政における「景観づくりへの対応」

景観は悪いより、良い方がいいに決まっている。

景観法は、その当然の目標の下に、地域の景観が今より悪くならないように、できればもっと良くなるように、と願ってつくられた。

650余りの市区町村が、この景観法の下に景観条例をつくり、景観計画を立て、景観行政を行い、あるいはその意向を示すのと同じ考えから、その取り組みは地域を、ひいては日本を良くするに違いなく、評価したい。

しかし、果たして景観条例と景観計画というツールで目標は達成でき、景観は悪くならず、良くなるのだろうかというところは、誰でも気になるところと思う。

景観行政の大きな部分は景観計画に基づく「届出」という規制である。

例えば、「高さが高いものは景観を悪くする可能性がある」ので20mを超える建物は事前

るので、規制をしてもそもそもマイナスの防止自体が甘いということになりかねない。

大きな熱意と努力で規制の景観行政を進めているところはたくさんあって、それに水を差すつもりは毛頭ない。しかし、以上のようなことを自治体が漠然とであると感ずれば、条例制定、計画策定、届出処理という行政負担とその実効的成果を天秤に掛け、「景観が良い方がいいに決まっているが、景観行政団体にならなくてもよいのではないか」と思ったとしてもそれ程おかしくないだろう。

国土交通省の資料によると、自治体の約6割が景観行政団体になる意思なしとしている。ようだが、それは必ずしも景観に関心がなく、熱心でないということではなく、効果に対する確信が十分持てないゆえかもしれない。

建物や街並整備での「景観づくりへの対応」

人は地域を、「悪くないところかどうか」ではなく、「良いところかどうか」で評価する。

景観行政による規制が、景観を悪くしないとはいっても、うんと悪くしないというだけで、少しづつ悪くするのはとめられず、ましてや良くなかなかできないのであるとしたら、労多く大変なマイナス・悪さの抑制・防止よりも、「良いところかどうか」評価につながるプラス・良さの増加を狙った方が行政効率が良い、と自治体が考えても不思議はない。

に届け出てください」といったことである。ここでの景観形成の基本的な考え方は、「景観を悪くする可能性を摘み取る」「景観上のマイナス出現の未然防止」ということである。それはもちろん大事だが、「景観を良くする」のは少し違うということ、頭に入れておく必要がある。

今の場合、仮に20mを超えたものはすべて問題があつて、変更命令を出して基準の20m以下にさせることができたとする。実際にはこれはなかなかやっかいで、ほとんどの景観行政団体がそうはしれないと思うが、仮にそうしてすべてを19mにできたとして、「景観は悪くならない」だろうか。

そううまくはいかない。19mは20mに比べれば「相対的に悪くはない」というだけのことであつて、「まったく悪くならない」わけではないからである。

20mが「景観を致命的に悪くする大きなマイナス」であるのに対し、19mは言ってみれば

そうすると、「悪い景観を増やさない規制・保全」ではなく、「よい景観を増やす整備・まちづくり」をより積極的にやろうとするだろう。

街並環境整備など多くの事業が用意されていることもあるが、景観法制定以降、景観まちづくりが一層熱心になったように見えるのは、景観法に刺激され、しかし以上のような思考から、条例による景観規制ではなく、整備によって景観づくりへの対応を図ろうという意向がどこかにあるからではないかと思う。

プラスの大きさと多さでまちが評価されるので整備によってプラスを増やすとして、しかし、果たして整備さえすればプラスが増え、景観が良くなるかということ、これまた誰もが気になることと思う。

その答えは実際の整備を見てみればすぐ分かる。多くの整備は建物やその集合体の街並など「ものの整備」が中心であるが、「もの」が景観ではないから、ものを整備しても景観は必ずしも良くなり、整備が効果を上げないのであ



写真1) 良いまちになっていない、建物という「もの」だけの整備



写真2) 人が入れる空間の整備(長浜市・長浜)

「そこまでではないマイナス」ということであり、致命的に悪くならなければ良しとしよう、ということなのである。

要するに景観計画の規制とは、「致命的に景観を悪くする大きなマイナスの出現防止」であつて、「小さなマイナスまでの出現防止」は、私権、財産権との調整が困難になるので、よほどの財源がない限りできるものではなく、そこは目をつぶるのである。

つまり、このように整理できる。景観行政の規制を普通に行えば、必然的にそれは「大きなマイナスの防止」「景観をすごく悪くすることを阻止する」ことが落とし所となるのであつて、マイナスが消えてなくなるわけでも、プラスが増えるわけでもないのである。

また、20mを規制値とするか、30mを規制値とするかといったことを決める景観形成基準は、規範となる街並が残っていて厳しい基準であつても合意が取りやすいという地域以外ではなかなか厳しくできないのが普通であ

る(写真1)。

「もの」を重視するのは整備費の多くがものに付くからだだが、例えば景観法でも、景観重要建造物、景観重要樹木など、ものを重視しているように見えることも影響しているかもしれない。

いずれにしても、景観を良くすることを狙った整備が、実際には良好な景観形成に結びついていない場合も多いようである。

空間整備での「景観づくりへの対応」

改めて言うまでもないが、景観とは建物や街並のことではない。景観とは、人が見て、その見たものを評価することである。

そうであるから、人の評価が高いところは景観も良いのが普通である。

まちづくり市民事業の集積による 景観まちづくり

早稲田大学理工学術院教授、同大都市・地域研究所長

佐藤 滋



はじめに

東日本大震災から1カ月以上がたったが、被災地の現状はますます厳しいものがあり、「想定外の被災」とか「根こそぎ」さらわれてしまった、とかというフレーズが繰り返されていく。景観やまちづくりなど、「吹っ飛んでしまった」という発言も聞かれたりする。確かにそのような言い方しかないような現状ではあるが、そろそろ、復興のビジョンが語られ始め、冷静な復興プロセスをイメージし、その中で改めて「景観まちづくり」の意味が問い直されることになる。

復興のビジョンを語る中で、それぞれの地域の「復元力」「多様性と固有性」「歴史・文化」「資源と可能性」などがキーワードとして提示され、これらは取りも直さず「景観や風景」に還元されるのである。特に、東北の地の豊かな自然と生態学的秩序の中で組み立てられた「暮らしと生業」は、地域の景観と一体のものであった。日本列島全体の環境と社会が大きく揺さぶられる被災であるが、物的環境と人々

の活動が層をなして姿を現す「景観まちづくり」の力が試されると言ってもよからう。と同時に、景観まちづくりの可能性と課題も見えてくるのである。

私は、3月に『まちづくり市民事業』(注1)という書籍を仲間と一緒に出版したが、正直言って、この大災害の前で、このような概念は吹っ飛んでしまったかと、その直後には思った。しかし、震災から1カ月以上たった今、この震災復興に東北の地の風景や景観を取り戻す、復元力を養うまちづくりが必要であり、その推進は「まちづくり市民事業」であるとの、専門家のイメージも語られている(注2)。

本稿は市民が専門家と連携して、自ら企画・運営する「まちづくり市民事業」の集積により景観まちづくりを推進する方法を示すが、その基礎としての景観形成原理の共有からまず、述べよう。

景観形成の原理と全体イメージの共有

われわれが日本列島で、自然・風土との折り合いをどうつけてきたのか、あるいは、ど

そこで、多くの人が行き、国交省やほかのHPなどでも景観が良いと紹介されるまちをいくつか見てみよう。

例えば、長浜である(写真2)。中央奥の歴史的建物もさることながら、手前に休憩スペースという空間があつて、それが魅力的で評価を高くしていることが分かる。専門的には、人を招き、人を楽しませようとしているように見える「ホスピタリティ表現」を人は評価するので、この場合、人が入れる空間があつて、しかもそこにベンチや日除けの parasol があることが重要なところである。また例えば、小布施である(写真3)。ここでも人を休ませる空間があつて、そこにテーブル・イスや緑陰というホスピタリティ表現がなされている。もう一つ、重伝建の宿場町、大内宿(写真4)も、家々の前に野外卓、縁台が置かれ、ここも人が休めるように整備されている。



写真3) 休憩スペースという空間の整備(小布施市・小布施)



写真4) 家の前に空間を取った整備(下郷町・大内宿)



写真5) 建物と建物との間が一つの空間になっている温泉地(尾花沢市・銀山温泉)

形成でも外せないと感じるはずである。そこにいち早く気付いたところが成功を収めつつあつて、例えば富良野市は、中心市街地に当初予定していたスーパーという「もの」の整備をやめてフラノマルシェという空間をつくり成功したし、銀山温泉(写真5)も、建物に手を付けるよりも、建物と建物の間を人のための空間とすることで成功したし、ほかにもずいぶん事例は多くなっている。

また、黒松内町や多賀町の「三種の神器整備事業」のように、「空間のホスピタリティ表現の充実」につとめるところもできており、これも今後増えてくるものと思われる。「空間」は景観を良くするのに欠かせないが、文字通り空いているところであるから、

スキルとノウハウは高度に求められるものの、整備費があまり掛からないのも見逃せないポイントである。対して、あくまで一般論だが、ものの整備から抜け出せないところは整備費の割に効果が上がらないということになっているように見える。

本当のところは、規制、ものの整備、ホスピタリティ表現などのソフトを含めた空間の整備のすべてをうまく使いこなすことが、胸を張って次代に引き継ぐ地域やまちの景観づくりに欠かせないだろう。

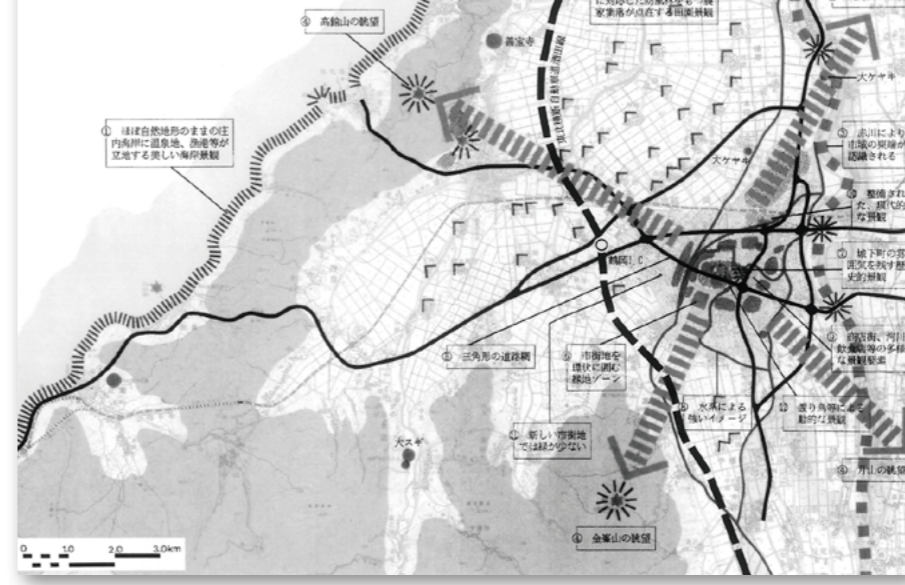
現状、景観まちづくりがうまくいっていないとしても、それは景観まちづくりが不要ということではなく、まだまだ私たちが学習半ばということであつて、日本の景観まちづくりはこれからである。

うつけるべきかは、この大震災で改めて確認しなければならぬ課題として浮かび上がってくる。私は、特に城下町都市を中核とした圏域での景観形成の原理は、まさにわが固有の歴史文化と風土によって組み立てられたものであり、この意味を読み解き、具体的な景観まちづくりに生かす方法を、これまで提示してきた。

例えばその一つが、城下町都市の空間構成、景観デザインと周辺の山並みや生態学的秩序が一体となって構成されていることである。特に周囲の聖なる山々の山頂に、城下町の主要な街路のビスタを抜けるようにレイアウトすることなどは、特に東北の城下町都市には多く見られる。盛岡市、鶴岡市、秋田市、村上市などで都市景観のデザイン手法として用いられたことは、明確である。「お山が見えているよ」と言われて育った人々は、自然への畏敬と親愛を、ふるさとの風景として刻み込まれているのである。

そして、こうした城下町都市のレイアウトは、言うまでもなく表層的な景観のみならず、

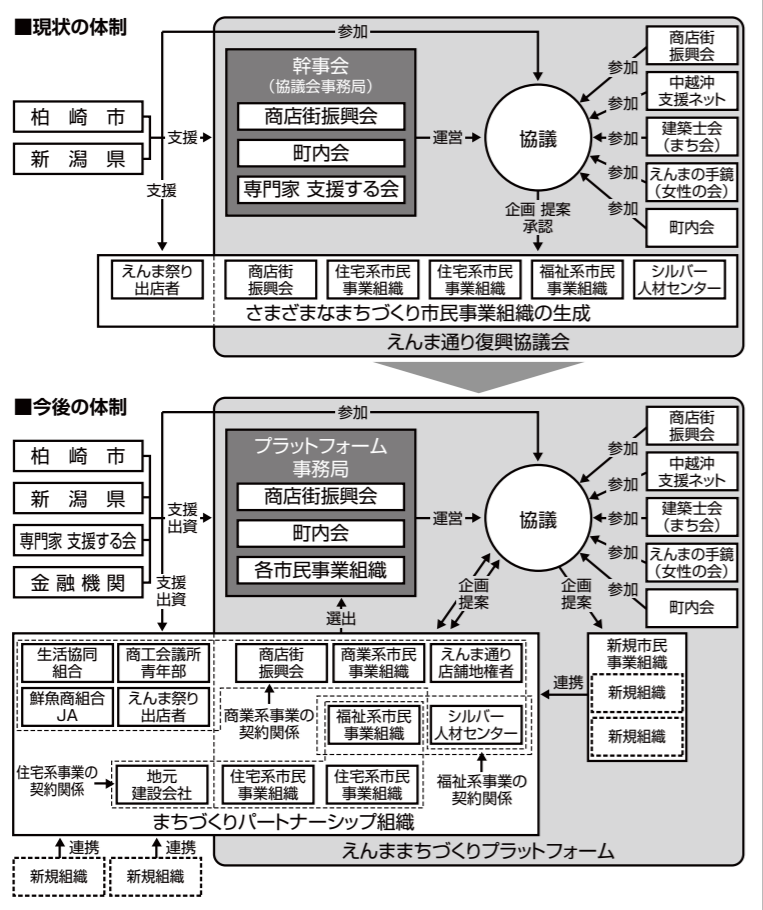
図1 鶴岡市の景観形成原理(1990年)



風の流れや河川や地下水脈などの自然生態学的な原理と密接に関係してなされたものである。しかし、このような自然と都市との連続性は、近代化の中で忘れ去られていた。景観まちづくりはまず、市民やコミュニティが都市とそれを取り巻く圏域のこのような景観形成原理を共有することからしか、始めることはできない。こうした原理の解明と共有が景観まちづくりのビジョンの背骨になる。

図1で示したのは、筆者が長くお付き合い合

図2 まちづくり市民事業と景観まちづくりの体制(柏崎市えんま通り商店街の復興まちづくりの場合)



害を受けた柏崎市えんま通り商店街の、復興まちづくりをリードし、その基盤となつていく体制とその将来像を示したものである。市民事業の集積による復興まちづくりのビジョンに合意し、景観形成のガイドラインを、まちづくりデザイン・シミュレーションのワークショップなどを繰り返してつくり上げている。そしてこれを基にして、個々のまちづくり市民事業を組み立て、街路も含めたプロジェクトのデザイン審査を「復興協議会」を中心にして、地元の建築士会青年部などが加わって進めている。

景観まちづくりは特殊なものではなく、まちづくりをよりよい形で進め、成果を上げようとするならば、当然、組織上上がる問題であり、まちづくりの重要なターゲットなのである。このように、まちづくり協議会は景観まちづくりのプラットフォームであると同時に、まちづくり市民事業を生み出す基盤の役割を担っている。

このような、地域社会における協働の体制により、市民の手による持続的な景観まちづくりが可能になる。

景観まちづくりは多様な施策が統合されたまちづくりとともに実現するものが本来の姿であるが、そのためには、このプラットフォームにおいて、それぞれの分野の専門家による連携、協働は欠かせない。中でも、実際の建築設計を担い、あるいは設計と建設を一括して担う地元工務店をはじめとした建築士会などの建築職能

景観まちづくりというテーマでは、この都市でも2つや3つの具体的なターゲットが存在する。歴史的に価値ある建築の保存修復、町並みの改善、河川と緑地のデザインなど、どこにでもそのような資源がある。しかしこのような事業を、例えば補助金があるからといって公共事業として行ってしまうと、その切れ目で、景観まちづくりは止まってしまふ。これを単なる公共事業への市民参加としてではなく、市民自らが事業として組み立て、組織もつくり、資金も集め、それを公共セクターが支援するというスキームにすれば、力を付けた市民の事業が徐々に波及し、展開し、景観まちづくりは、隠れた資源を掘り起こし、多様な展開を見せることになる。私はこのような事業を「まちづくり市民事業」と名付けて理論化と方法論の確立に取り組んでいる。

景観行政は、市民にとって分かりやすく共感を得られるターゲットであり、これをてこに多様な「まちづくり市民事業」を展開できれば、当然ながらこれがフィードバックされ景観まちづくりの厚みを増すことであろう。

景観まちづくりのプラットフォーム形成

現代の都市づくり・まちづくりは多様な主

体の共創のプロセス、コラボレーションにより生み出される。現代社会とは、そのような多様な価値観と行動が共存することにより新たな価値を生み出す社会であり、このような社会の活動により生み出される景観は、その象徴として表現されたものである。しかしこのことは、個々の行為の調整や編集や統合というプロセスを経なければ、バラバラな不統一を象徴するものになってしまう。

景観は個々のまちづくりの集積により形づくられる。一つ一つは価値あるデザインであっても、その集積が、集合環境としての景観がある。景観としての統合を達成しようとするには、地域社会における協働・共創の体制が必要であり、もしこの体制が機能すれば、主体の多様性が深いほど、共創の過程はより創造性を増し、高い成果を上げることができる。そのためには、多様な主体が相互に意思疎通をし、共創できる基盤としてのプラットフォームの形成が重要である。個々の景観まちづくりを編集し、調整し、合成のデザイン、あるいは不連続なものを統一して集合景観を生み出すプラットフォームにより地域協働の布陣を組むことである。

このプラットフォームは、地域における「まちづくり協議会」でもよいし、景観審議会のようなものでもよい。地域社会としての意思やビジョンを景観としてまとめ上げ、統合する役割と機能を果たすことになる。

図2に示したのは、中越沖地震で大きな被

まちづくりとともに実現するものが本来の姿であるが、そのためには、このプラットフォームにおいて、それぞれの分野の専門家による連携、協働は欠かせない。中でも、実際の建築設計を担い、あるいは設計と建設を一括して担う地元工務店をはじめとした建築士会などの建築職能

景観まちづくりはまちづくりを統合する

もはや、「景観まちづくり」という特別なテーマがあるのではなく、景観に総合的なまちづくりの成果が統合されるのであり、美しくなく景観的に違和感があるものは、それが単に景観的な問題だけではなく、ほかにも本質的な問題があるはずなのだ。多様な施策がうまく組み立てられれば、美しく心地よい景観がデザインされるはずである。

注1) 佐藤滋編著「まちづくり市民事業—新しい公共による地域再生—」学芸出版社

注2) 例えば、日本建築学会「震災復興を見据えた『まちづくり展』の提案のまとめ(2011年4月22日)の7項目の1つに「市民事業による復興」が取り上げられている。

塩尻市における文化財資産を核としたまちづくり

塩尻市長 小口利幸



塩尻市の概要

塩尻市は、長野県の中央部に位置し、市内には信濃川水系と天竜川水系の各河川が流れ、塩尻峠、善知鳥峠、鳥居峠などは太平洋と日本海の分水嶺となっている。地形は東西17.7km、南北37.8kmと南北に長く、南部は木曾山脈の北東端に位置する急峻な山岳地帯、北部は松本盆地の南端に位置する扇状地形を成しており、北アルプス、中央アルプスなどの山並みを背景に田園風景が広がっている。

また、古くから交通の要衝で、近世には中山道、伊那街道、善光寺街道などが交差し、「奈良井宿」や「塩尻宿」などが宿場として栄えた。現在も鉄道、道路そして空港など交通の結節点としての優位性を活かし、都市近郊型の野菜や果樹栽培などの農業、ワイン醸造や木曾漆器などの伝統産業、最先端技術による精密機械製造にいたる幅広い

生産活動が行われている。さらに観光面でも、国史跡平出遺跡、重伝建奈良井宿などの歴史的・文化的資産の活用による地域ブランドの発信もされている。

市町村合併と伝建制度との出会い

本市は、平成17年に旧榑川村と合併した。それ以前から、塩尻市における文化財については、昭和48年に文化庁が行った緊急民家調査に基づいて指定された4件の重要文化財民家があり、さらに古くは昭和27年指定の国史跡平出遺跡などの文化財が累積されておき、文化財の多い自治体として全国にその名をはせていたところである。しかしこの合併により、本市では伝統的建造物群保存地区の制度（以下、「伝建制度」）による奈良井伝建地区という、新たな文化財の分野が広がったといえる。

ご承知のように、この伝建制度は昭和50年の文化財保護法の改正で創設されたもの

で、それまで歴史的な建造物の保護にあたっては、文化財的価値の高い建造物を厳選して指定する国宝・重要文化財の指定しかなかった。これに対して伝建制度は、市町村の主体性を尊重し、歴史的な建造物を群として捉え、都市計画と連携しながら周囲の環境とともに保存・整備しようというもので、いわば「点から面へ」と文化財保存の概念を大きく変容させたものといわれる。その面の中に広がる町並みを保存し活用することにより、地域の活性化を図る効果をもつとした制度である。

本市としては、この新たな文化財保護制度により昭和53年に選定され、30周年を迎えようとしていた伝建地区奈良井を、平成の大合併という時流の中で、単なる合併による編入地域とするのではなく、本市の文化財を用いた景観形成・整備を行う一つの契機となり、さらに文化財保存による地域づくりの指針としたともいえるのである。



並び家が続く宿場町の伝建地区「奈良井」

伝建制度による景観形成とその効果

伝建制度では、市町村は伝建地区において、保存計画や防災計画に基づき、保存のためにさまざまな事業を行うことができる。文化庁から保存地区の保護のために、この市町村が行う事業に対して、原則2分の1

の補助がなされる。本市では、奈良井地区と後述する木曾平沢地区が、合併前に過疎地域であったため65%の補助を受けている。

この歴史的な集落や町並みの実態を調べ、伝統的建造物群およびその周囲の環境とが一体を成して形成している歴史的風致の特性を、学術的に明らかにするものが「伝統的建造物群保存対策調査」である。ここで明らかにされた文化財としての価値を保存する方策が「保存計画」である。

実施する主たる事業は、保存計画に従い伝建地区内の建物などの現状変更に対応して、補助事業として行う修理・修景事業である。伝統的建造物を復元的な手法により健全な状態に直す行為を修理事業、伝統的建造物以外の建造物や新築される建造物の外観を歴史的風致に調和するように整備する行為を修景事業というように、文化的な価値により事業が分けられている。

このような事業を奈良井地区では、伝統的建造物157件、全建物681件につい



修景事業により三軒の並び家に見える一棟の奈良井公民館（修景前の空地（左側）と現在（右側））

四国のまほろば美馬市 「うだつが上がるまち」景観まちづくりの取り組み

美馬市長 牧田 久



はじめに

美馬市は、平成17年3月に脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村の4町村が合併して誕生した新しいまちである。

美馬市は、吉野川、穴吹川といった日本に誇れる清流や、剣山、竜王山、大滝山といった美しい山々など豊かな自然に恵まれ、段の塚や郡里庵寺跡、寺町、うだつの町並みに象徴されるように、古来より県西部の政治経済の中心地として栄えてきた。

これら特色のある歴史・文化を継承しながら、故郷の誇り高い先人や地域への愛着を大切に、市民それぞれのライフステージにおいて常に元気に活動できるまちの創造をめざし、まちづくりを進めている。

そして、めざす将来像を「四国のまほろば美馬市」「まほろば」とは、すばらしいところを表す古語で、諸説あるが、本市では「文化の香りが高く周囲を山々で囲まれた、実り豊



これから修理・修景事業が本格的に始まる伝建地区「木曾平沢」 撮影：田村 収

で、平成22年度末で409件の修理・修景事業が実施された。これは、平均して1年間に12件の事業が実施されたことになる。また、伝建制度では整備できない奈良井伝建地区内の道路や側溝については、平成17年度より国土交通省の「街なみ環境整備事業」によって整備した。路面は、当時としては珍しかった脱色アスファルトを用い、骨材も山土の色合いを表現できるものとして、近世の街道の路面を再現することができた。

このような取り組みは、単に文化財の保存だけに留まるのではなく、長い年月にわたる市民との協働による歴史的風致を守る実践となり、年間40万を超える観光客を奈良井宿に迎えることとなった。さらに、映画やドラマのロケ、旅番組での紹介など、本市の顔としての役割を担うまでになった。最近では、本年4月から始まったNHK朝の連続テレビ小説「おひさま」の出征兵士を送り出すシーンのロケは、奈良井宿で行われた。ちなみに、わたくしもエキストラのひとりとして、市民とともにロケに参加したところである。

この景観整備の手法は、重伝建奈良井から北に2kmに位置する伝統産業「木曾漆器」の集落、木曾平沢の住民の意識を啓発した。平成10年に開催された冬季長野オリンピックでは、漆塗りに由来するメダルを作製するなど、世界レベルの知名度を持っていた地域が、奈良井という身近なまちづくりの成功を目にして、地域をあげて伝建選定を目指すこととなった。

この保存運動から生ずるものは、住民みんなで町並みを残そうとする中から生まれる意識変化と住民相互の結びつき、その対話から生まれる共通理解、これらが町並みを残すためのさまざまな課題に立ち向かう意欲と、地域に暮らすことについての意識

の向上をもたらすこととなった。これこそが、伝建制度のもたらすまちづくりの特性だと考える。

この強い思いをもって、平成18年7月に木曾平沢は「漆工町」という全国で初の漆塗りを生業とする伝建地区に選定された。

今後の景観整備と課題

近年のまちづくり、都市づくりにおいては、その土地特有の歴史や文化、自然などの地域資産を活かした検討が、各自治体でなされるようになってきた。それらを支援する行政施策が各省庁で充実する中で、景観三法や歴史まちづくり法など法整備が進み、それに基づく施策の展開も急がれている。

その中で本市においても、文化的な価値を重視する「町並み」保存、地域の活性化を図る「街並み」整備というように、明らかに立ち位置の異なるまちづくりが進展している。それらを具現化するため、制度の目指す趣旨、それらの実施により導き出される成果をしっかりと見極め、実行していくべきと考える。さらに、地区の個性にあった制度の選択と運用、そして、それらの制度の有効性を十分に引き出せる能力を持った職員の育成が急務であることはいままでもない。

かな土地で美しく住みよいところ」をイメージしている」とし、行政はもとより市民とともに知恵を出し合いながら、「共創」と「協働」という理念を掲げて市民と情報を共有しつつ、市民とともに考え、種々の施策を展開している。

うだつが上がるまち

脇町の南町、中町周辺には、風情豊かな町並みが残されている。角材の組み合わせが美しい「格子造り」、光を操る「しとみ戸」、漆喰の壁に豪華さをそえる「むしこ窓」。そぞろ歩けば、過ぎ去った時代にタイムスリップしたような、なつかしさを覚える。この町並みの大きな特長は、「うだつ」が上がっていること。「うだつ」とは、町屋に見られる袖壁のことで、防火の役目を果たし、火よけ壁とも呼ばれている。江戸時代に、富裕な商家が「うだつ」を上げたことから、一向に出世ができないことを「うだつが上からぬ」というようにもなった。



うだつの町並み

天正13年（1585）蜂須賀氏が藩主となつてからは徳島藩では藍の栽培を奨励し、大いに保護した。その藩主の第1家老・稲田植元

が脇城に入り、阿波藍の流通が、この地で盛んになった。

ここは、鳴門から続く撫養街道と、香川県から峠を越えてくる街道が交わり、吉野川のほとりに位置し、流通の要となるには大変ふさわしい土地であった。

やがて、藍を扱う商家が街道沿いに建ち並び、江戸から明治にかけて華やかな活気に満ちた町並みとなった。

そして、今も暮らしが息づく「うだつの町並み」は、昭和63年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、さらに平成19年には、「美しい日本の歴史的風土100選」にも選定された。



高石垣建物

藍は連作を嫌うという特性があり、これを通常の土地で栽培する場合には多量の肥料を必要とする。

しかし、舞中島の場合、毎年のように起こる洪水により多量の土砂が客土としてもたらされるため、藍の生産に非常に有利な土地であった。

洪水のもたらす客土を利用するため、島内の低平な氾濫原は畑地として利用し、島の周囲は堤防で囲繞せず、低水対策のかき寄せ堤と水勢を弱め流木などの流入を防ぐ水害防竹林を備えるに止めた。

住居は島内の自然堤防上などの微高地に構え、さらに高石垣で基礎を高くすることで洪水に備え、洪水と共生しながらの生活を確立した。

洪水被害に頻繁に遭う土地でありながら、藍の生産のために人々は居住し続け、現在残る住居や、基礎の石垣が豪壮で藍生産による収入が豊かであったことを想像させる。

現在、舞中島は連続堤防の完成により、吉野川の氾濫による洪水の危険性は極めて低くなったが、堤防内に堆積する水による洪水が稀に発生しており、完全には洪水から解放されていない。

舞中島の人々は、現在も続く洪水の危険性と過去の経験の積み重ねから洪水対策の意識を高く持ち、高石垣を守り、新築の住居を建築する際にも基礎を高くするなどの対策を現

うだつは中国雲南省大理市が発祥の地であると言われており、うだつや藍染めなど共通の文化を持った大理市と昨年8月に国際友好都市協定を締結した。

また、観光庁からは、美馬市をはじめとする県西部の2市2町が「にし阿波観光圏」として四国で最初に認定され、国土交通省からは、日本風景街道として「美馬市まほろば夢街道」が登録されている。

景観保護

昭和63年より国選定重要伝統的建造物群保存地区「うだつの町並み」を中心として、その周囲に市街地景観形成区域、風致保存地区を設定し、市街地に残る歴史的景観の保護に努めてきた。

この取り組みは、現在「美馬市市街地景観条例」に引き継ぎ、更なる市街地の景観維持に努めている。

また、平成22年2月に県内4番目の景観行政団体となったことを受け、現在は、うだつの町並みの吉野川対岸にあたる穴吹町三島の舞中島周辺に形成されている景観について詳細調査が終了したところである。

舞中島地区

舞中島地区は藍の一大生産地として、うだつの町並みを支えた地区であり、この両者は相互に、生産地と集積地という密接な関係のあった地域である。

在も重ね続けている。

舞中島地区文化的景観保護事業

このような洪水とのかかわりの歴史の中で現在の舞中島の景観が形成された特異な集落景観であるといえる。

舞中島の景観を保護する制度（景観法、文化財保護法改正）ができ、行政として一体的に景観を生かしたまちづくりを考えることができるようになった。

平成16年に景観法の施行、文化財保護法が改正され、新たな文化財の種類に文化的景観が加わったことにより、単に美しい景観を対象としたものではなく、地域の生活生産の上になり立つ景観を対象とすることができ、いわば昔ながらの集落景観など、日本の原風景を残していくことが可能となった。

舞中島の景観の特徴は吉野川との共生により形成された景観であり、うだつの町並みとも歴史的地理的に密接であり、相互を連携させた活用をはかることで双方に大きな効果をもたらされることが期待される。

舞中島とうだつの町並みの間にある大河吉野川についても、今では数少ない潜水橋が架かり、この潜水橋にある景観は視覚的にも市内でも特に良好な景観である。

今後の展望

舞中島とうだつの町並みは、藍の生産地と



視覚上良好な景観樹木

舞中島地区は吉野川中流域に位置し、北を吉野川、南をその支流である明連川に挟まれた川の中島であり、川の中にある低平な島であるという地形条件から常に洪水被害と隣り合わせの過酷な自然条件にある。

しかし、ここで生活してきた舞中島の人々は常に洪水の危険にさらされる舞中島の環境を受け入れ、自らの工夫によりこれを克服、または利用することにより洪水と共生するという独特の生活文化を形成してきた。

洪水との共生という特異な生活文化が形成された背景には、近世の阿波において藩の政策として藍の生産を奨励していたことが挙げられる。

集積地が双方とも地理的にも近く良好な形で残っていることで、藍で栄えた近世の阿波の景観を後世まで伝えることに最も適した地域であるとともに、かつての生活文化を残す唯一の地域とも言え、地域文化継承という観点からも非常に重要な地域である。

現在、舞中島の景観を今後どのように保護していくか、舞中島の景観を生かしたまちづくりとはどのような方法を取れば有効なのかを考えるための詳細調査が終了したところである。

今後はこの調査成果をもとに、より有効な舞中島の景観を生かしたまちづくりの方法を計画し、住民と一体となった景観の保護に向け全力で取り組んでいきたい。



うだつの町並みと舞中島を結ぶ潜水橋

市民とともに目指す 水郷柳川景観について

柳川市長
金子健次



観の特徴が薄れつつある。こういう現状は、景観に少なからず影響を及ぼしており、市

柳川の土地の成り立ち

柳川市は、福岡県南部、筑後平野の西南端にあり、南は有明海に面している。本市は、年間100万人を超える観光客を迎える観光地であり、九州の穀倉地帯でもある。また「宝の海」有明海からもたらされた魚介類などの豊かな資源にも恵まれ、中でも海苔は、自治体単位で、全国第2位の生産高を誇っている。

水郷柳川の枕言葉で表現される本市であるが、土地の成り立ちを見れば、水に恵まれた土地ではなく、過酷な条件の中、先人の努力によってはぐくまれた土地であることが分かる。先人は、潮の干満差などで自然陸化した低湿地であった土地に、耕作に向いている土地を選んで周囲を掘り、土盛りをして住居を構え、湿原に溝(掘割)を掘って、その土を盛り上げて乾田を作り上げていった。また、江戸時代以降は、大規模な干拓事業により扇

今までの景観の取り組み

本市の景観に関する取り組みは、昭和46年に川下りコースの掘割周辺を中心に、付近の重要な遺産や自然を守るために柳川市伝統美観保存条例を制定したことに始まる。その後、上水道の発達などにより環境の悪化した掘割を復活させる市民活動などを経て、平成16年に旧城下町であった地区の建築物の高さ、色について指導基準を設けた柳川市建築指導条例を制定するなど、法整備を行ってきた。しかし、その一方では、都市化の進展や生活様式の変化の中で、掘割沿いに高層マンションの建築や幹線道路の整備に伴う大型店舗などの開発が進むなど、柳川ならではの景



景観への課題

本市の景観づくりの課題としては、5点が挙げられる。まずは、市民生活にとって深く多様なかわりを持つ水辺空間の保全と改善である。市内に巡らされた掘割の水は、農業、

漁業、観光業に生かされ、市民にとって日常生活の中で潤いや安らぎとなっている。しかし、掘割や川の水質を守ることが他人事のようにになり、水辺の景観が変化しつつある。また中心市街地では、水量が著しく低下することがあり、多くの人の維持管理によって成り立っている水位の管理方法についても考えていく必要がある。人が水とかわりを持つことで、水がきれいになる。水がきれいになる

1971 (S46年)	柳川市伝統美観保存条例の制定
1976 (S51年)	柳川市用排水路管理条例の制定
1977 (S52年)	河川浄化計画の策定と河川浄化事業の取り組み
1981 (S56年)	柳川市石けん使用推進要綱の制定 (現在廃止)
1995 (H 7年)	柳川市観光地区建築条例の制定 (特別用途地区)
1999 (H11年)	柳川市掘割を守り育てる条例の制定
2000 (H12年)	掘割を生かしたまちづくり事業計画の策定
2004 (H16年)	柳川市建築指導条例の制定
2005 (H17年)	合併 —— 新「柳川市」
2006 (H18年)	日仏景観会議「柳川会議」を開催
2007 (H19年)	第1次柳川市総合計画の策定
	掘割を守り育てる条例を全市を対象に新たに制定 柳川市、景観行政団体になる
2008 (H20年)	掘割を生かしたまちづくり行動計画の策定
	柳川市文化的景観保存活用計画の策定
2009 (H21年)	柳川市観光振興計画の策定
	柳川市都市計画マスタープランの策定
	柳川市地域ブランド戦略構想の策定
2010 (H22年)	柳川市環境基本計画の策定
2012 (H24年)	柳川市景観計画、景観条例策定 (予定)

と、人の心も豊かになる。そんな好循環をつなぐことが、柳川の本来の美しい景観を守り育てていくことにつながると考えている。2点目は、豊かな個性に彩られた水郷都市の魅力の向上である。中心市街地を縦横に流れる掘割をゆったりと舟が進む心地よい風景は、地域力、ブランド力の向上の基盤となる柳川を代表する風景である。しかし、汲水場が使われずに荒れていたり、配管が突き出していたりと景観にほころびがみられる。柳川を代表する景観に磨きをかけ、細部にわたる取り組みが必要である。3点目は、将来の世代に継承すべき原風景と調和のとれた柳川らしい景観づくりである。田畑の面積が、市全体の50%を超える本市では、豊かな田園の景観が広がっている。集落には、豊かな寺社林を持つ神社があり、地域で守られてきた。しかし、高齢化や若年層の流出により、本来の集落や掘割などの基盤が少しずつ失われつつある。実り豊かな田園の広がる原風景を守り育てることは、柳川ならではのゆっくと暮らせるまちを守り育てることにつながる。4点目は、産業振興における総合的連携である。本市の主要産業は、農業や漁業である。しかし、柳川に訪れる100万人を超える観光客にさえ、その魅力をアピールできていない現状がある。地域間の競争力が激化する中、本市の産業を発展させるためには、農産物、水産物や加工品のブランド化の取り組みが求められ

ている。本市では、庁内組織として柳川ブランド推進室を立ち上げ、市民を巻き込んだブランド作りを取り組んでいるところである。美しい柳川の景観づくりを行うことで、柳川のイメージが向上し、「美しい水、美しい景観で育つものは美味しい」柳川のを食べたい、購入したい」という消費者の行動につながっていかねばならない。最後に、地域で共有されている意識や価値観を市全域で支持する取り組みである。本市の景観は、堀



干しや清掃活動など地域の取り組みにより支えられてきた。法整備においても昭和40年代から景観保全の条例が整備されてきた。しかし、景観施策の周知不足や参加しやすい施策がなかったことで、活動が思うように広がっていかなかった。景観は、市民、事業者、行政など多くの人がかかわることで維持され、また磨き上げていくことができる。分かりやすいルールを柳川全体で共有するとともに、多くの人が参加しやすい仕組みづくりが重要である。

ゆつら〜と 柳川時間の流れる風景

本市の景観計画並びに条例については、平成21年11月に学識経験者や市民を交えた「市景観計画策定委員会」を立ち上げ、景観計画の内容の検討を進めており、平成24年度施行を目指している。基本理念として「ゆつら〜と 柳川時間の流れる 風景づくり」を掲げた。「ゆつら〜と」は、ゆつくりとという意味の方言である)

具体的な取り組みの一つとして、現在ある景観に関する2つの条例、「柳川市伝統美観保存条例」と「建築指導条例」を一元化した景観条例の整備を進めている。柳川市伝統美観保存条例は、現在、観光として楽しまれている川下りのコースともなっている城堀沿いの

建築行為などについて届出を義務付け、本市特有の伝統景観を保存しようとするものである。また、建築指導条例は、旧城下町地区に対し指導基準として、建築物などの高さについて16m以下とし、またそれらの色について、周辺の色彩と調和した落ち着いた色のある色調を求めている。

市内には、いわゆる伝統的建造物保存群のような場所はなく、そこには、人々の暮らしの風景がある。市を代表する景観であるこの場所の「伝統景観」「歴史的景観」を追求していく際に、現にそこに暮らす人々の暮らしを抜きにしては考えられない。川下りの内堀コースだけでも全長約4kmにわたる。目指すべき共通の将来像を持ちながらも、その生活の場に、現在の生活スタイルとかけ離れた基準を設けることは適当でない。しかし、この場所は、市のブランド力向上の鍵を握る場所であり、景観の取り組みに対する市民要望の強い場所でもある。また、市の景観は、城下町の景観だけに留まらない。田園・干拓地における市特有の景観を後世に引き継いでいくことも、重要である。実際にそこに暮らす人々の膝を突き合わせた意見交換を行いながら、目指すべき水郷柳川の具体的な将来像を描いていくことが、私たちの使命であり、また、息の長い取り組みが必要と考えている。



都市計画シンポジウム

市長と語る21世紀の都市計画 景観まちづくりの新たな展開 —景観法施行5年を迎えて—

■基調講演

景観まちづくりの新たな展開 景観法施行5年を迎えて

日本都市計画学会副会長・早稲田大学創造理工学部長／教授 後藤春彦

■市長講演

近江八幡市の風景 —資源を活かした誇りあるまちづくり—

近江八幡市長 富士谷英正

「鹿野祭り」の似合うまち —鳥取市鹿野町の景観まちづくり—

鳥取市長 竹内 功

人と自然が融和したにぎわいある元気都市 出水市

景観まちづくりの新たな展開 —景観法施行5年を迎えて—

出水市長 渋谷俊彦

■パネルディスカッション

景観まちづくりの新たな展開

2月15日、全国市長会は「都市計画シンポジウム」を、日本都市計画学会との共催で開催しました。

同シンポジウムでは、後藤春彦・日本都市計画学会副会長から基調講演が、さらには富士谷英正・近江八幡市長、竹内功・鳥取市長、渋谷俊彦・出水市長からそれぞれ市長講演がありました。

引き続き行われた「景観まちづくりの新たな展開」と題したパネルディスカッションでは、活発な議論が展開されるとともに、シンポジウム参加者一同によるアピールも行われました。

ここでは、同シンポジウムの模様をご紹介します。

基調講演

景観まちづくりの新たな展開
景観法施行5年を迎えて

日本都市計画学会副会長・早稲田大学創造理工学部長／教授

ごとうはるひこ
後藤春彦

景観とは何か

私たちは景観をどのように理解すればよいのでしょうか。氷山をご想像いただくと分かりやすいと思います。氷山は水面に浮かんだ「目に見える世界」と、水面下にある「目に見えない世界」によってできています。

目に見える世界、これをわれわれは「風景」と呼んでいます。私たちはこの目に見える世界だけを重視しがちですが、景観を考えるにあたっては、それだけでは不十分です。目に見えない世界も重要です。この目に見えない世界とは、景観法の第2条でも盛んに使われている「地域」という概念に該当します。いわば、景観とは「地域」＋「風景」によって成り立っているのです。

これは私の勝手な考えではありません。景観という言葉は、明治時代に、ドイツ語の「Landschaft」を訳した言葉ですが、そもそもこの「Landschaft」は、地域と風景の2つの意味が込められた多義的な言葉なのです。さて、それでは、景観法が成立して、身の回りの景観はよくなったのかどうかについて考えてみたいと思います。

景観法では、さまざまな規制誘導を規定しています。このような規制誘導は、確かに名勝や自然公園など、保全すべき価値が定まっている「風景」の場合においては有効です。しかしながら、身近な生活の場の多くでは規制誘導の枠組みだけでは十分ではありません。地域において積み重ねられた暮らしやコミュニティの活動などがはぐくんできた景観、つまり「風景」の地模様を形成している「生活景」自体を整えていかなければならないのです。

4つ目が市民文化・市民自治をはぐくむということですが、市民自治を実現するための柱として、景観まちづくりを位置付けていくことが重要だと思えます。

景観には経済学的な価値がある

ところで、よく景観では食べていけない、景観まちづくりを行ってももうからないといわれます。しかし、地域の歴史や文化を包含する生活景には経済学的に見ても大きな価値があります。その価値には次の5つの特徴があります。

1つ目はその所有者だけではなく、近隣の人々にも、将来の人々にも恩恵をもたらす財であるということです。

2つ目は豊かになるにつれて、効用が増す上級財であるということです。貧しい時代はそれほどの価値は見出されませんが、物質的に豊かになればなるほど、その価値は高く評価されるようになります。

3つ目は非可逆財であるという点です。一度壊してしまつと、二度と元の姿に戻すことができません。

4つ目が地位財ではないということです。高級な美術品のように地位が高く、資産を持つている人だけが個人的に所有し、享受する性質のものではありません。誰でもが享受できる財であるところに大きな意義があります。

そのような問題意識から生まれた言葉が「景観まちづくり」だと私は認識しています。景観をはぐくむ主体であるコミュニティ、そして、コミュニティをはぐくんていく景観、両者の相乗効果、相互補完関係による取り組みが、今まさに大切になっているのです。

同時に、現在は絵葉書のような絵になる景観を形成する段階から、地模様となる景観を整える段階に入っています。その中で生活景の価値を発見し、それを磨き上げていくこと、そうした生活景を集めて編集していくことの重要性が増してきているのです。

都市再生・戦略的な
景観まちづくりの手法

現在、世界中で都市再生の試みが進められています。わが国の場合、都市再生とい

5つ目が市場や政府が代わって供給できるものではないという点です。これは一番大切な視点ですが、市民やコミュニティの力によってしかつくり上げることができない財なのです。

景観とは、冒頭に氷山を例にご紹介したように、視覚的概念と地域概念を統合するものであると同時に、社会的概念と空間的概念、さらには都市的領域と農村的領域を統合するものでもあります。20世紀は分割する、区分することが重要な方法論でありましたが、21世紀はいかにさまざまな要素を統合するかが重視されています。それを具現化するものが景観です。

景観は一夜にしてできるものではありません。景観をはぐくむ不断の市民の努力が欠かせません。景観を磨き上げてきた人々の努力によって、景観利益は生まれるのです。

また、社会的協働を通じた間接的・主観的な評価によって、景観に対するまなざしは客観性を増していきます。

さらに景観は社会関係資本の視覚的表現であり、景観まちづくりとは将来にわたって共有されるべき都市像を発現させるものでもあります。このことを最後に皆さんと共有したいと思います。

市長講演 1

近江八幡市の風景

—資源を活かした誇りあるまちづくり—

近江八幡市長 富士谷英正



市民がまちの風景資産をよみがえらせた

近江八幡市は琵琶湖や西の湖など水と緑の美しい自然環境、織田信長が築いた安土城跡、近江商人の商家の町並み、キリスト教を伝道したヴォーリズがつくったヴォーリズ建築など、歴史的な遺産に恵まれたまちです。さらに、そこに息づく祭りをはじめとした伝統文化はもとより、農業・漁業などの生業も残っています。これらの魅力ある資源や風景が観光客を引き付け、現在では、年間300万人がわがまちを訪れています。

このような近江八幡市の風景資産を維持、あるいは創出していくに当たって、大きな力となったのは、市民活動でした。

ここで2つの事例を紹介しましょう。

1つ目は「市民活動でよみがえった風景資産」としての八幡堀です。八幡堀とは、豊臣秀吉の甥である秀次の八幡山城築城の下に、城の外堀、湖上交通の要衝としてつくられたまちの一大動脈です。近江商人の活躍を支え、まちの発展に大きな役割を果たしましたが、昭和30年代になると市民の関心も薄らぎ、荒廃が進んで

まいりました。ヘドロが堆積し、蚊やハエの発生源ともなり、周辺住民からは、堀を埋め立てて、公園や駐車場などに改修するよう陳情があったほどです。しかし、そこで立ち上がったのが青年会議所のメンバーでした。彼らを中心に、

はもとより、全面的な保存運動が展開されたのです。この取り組みにより、かつての姿を取り戻した八幡堀は、今や観光やまちづくりのシンボルとして、時代劇のロケーションにも頻繁に使われるまでになりました。

2つ目は「市民活動により創出された風景資産」として、滋賀県の近隣景観形成協定を初めて締結した浅小井町の事例です。この協定は、自治会や町内会において、景観形成に関する事項について取り決めを結ぶ制度で、浅小井町ではこれを機に「湧水」「まちづくり」「曳山」「イ草」をテーマにした景観まちづくりを展開し、大きな成果を挙げました。

景観まちづくりがまちの活性化につながる

平成16年に景観法が成立したことに伴い、本市ではいち早く景観法を活用した取り組みを進

めました。まず平成17年には風景づくり条例を制定、景観計画についても同年に全国で初めて策定し、これに基づいて風景の特性を大切にしたいゾーンングも行っています。

また、このような取り組みを進める中で、とても重要なことが見えてきました。それはまちの生い立ち、文化を知ること、住民の中にまちに対する誇りと愛着が生まれること。そして、それが、コミュニティの再生にもつながるということなのです。景観まちづくりが、まちの活性化にもつながっていることを実感します。

さらにこの近江八幡ならではの風景を継承していくためにも、小学校の総合学習の時間で、その大切さを伝えていきます。子どものころから身近な景観に対する意識を高めているのです。

現在は、さまざまな施策を景観の中でとらえ直し、有機的につなげていくことで、さらに地域特性を活かしたまちづくりを積極的に進めています。まちづくり、景観づくり、人づくりは、点から線、さらには面に向けた総合力が必要です。ぜひ、地域住民の参画を得ながら、より一層、総合的な取り組みとして推進していきたいと考えています。

市長講演 2

「鹿野祭り」の似合うまち

—鳥取市鹿野町の景観まちづくり—

鳥取市長

竹内 功



城下町の伝統を400年にわたって継承

鳥取市の西部に、鹿野町という地区があります。平成16年の市町村合併で、新たに鳥取市の仲間入りをした地区です。この鹿野町はもともと1581年から1617年までの37年間、亀井家により治められた城下町でした。その城下町としての伝統を今日まで継承しているのが、地区にある8つの町内会です。地域の伝統的な祭りである「鹿野祭り」もこれらの町内会が400年にわたって守ってきました。

この鹿野町では平成5年から景観に配慮した街なみ整備が行われています。多くの家屋が被災した昭和18年の鳥取大震災から約半世紀がたったこの年、住民意識調査を実施したところ、多くの住民が街なみ整備は必要(73%)、街なみ整備に協力する(93%)と答えたことがきっかけになっています。それ以後、平成8年には町内ごとにまちづくり協定を締結、現在まで本格的な事業が行われています。

それでは、鹿野町の街なみ整備の内容についてご紹介しましょう。

整備のテーマは「鹿野祭り」です。具体的な目標としては「城下町の特徴を踏まえながら『鹿野祭り』の似合う和風の街なみ景観の整備・保存に取り組み」と掲げています。

具体的な推進方法としては、住民の理解と盛り上がりなくして、街なみ整備の推進は不可能との思いから「住民主導」「通りごとの整備テーマを作成」「住民発意による整備」「自分たちの街は自分たちでつくるという住民意識の定着」の4つを柱にしています。

整備に当たっては、行政は公的空間の整備、住民は私的空間の整備と、行政と住民の役割も明確に分けました。私的空間の整備についてはガイドラインをつくり、これに基づいた住宅の修景を実施しています。平成8年度から21年度までに修景した住宅は73軒に及びます。

活動を恒久的に続けていきたい

このような街なみ整備と並行して、鹿野町では住民によるまちづくり運動が活発に展開されています。主な活動団体には、まちづくりを考

づくり協議会」、第三セクターの「株式会社ふるさと鹿野」、住民の出資により設立された「株式会社サラベル鹿野」などがあります。

さらに、まちづくり活動の拠点として、空き家の活用、拠点施設の整備なども進めています。これまでに平成14年には、特産品・手づくり小物などを販売する「鹿野ゆめ本陣」、平成16年には「お食事処 夢こみち」、平成20年にはカフェ、イベント会場としての「しかの心」、平成22年には「鹿野往來交流館 童里夢(どりーむ)」を整備しています。

鹿野町のこのような街なみ整備、まちづくり活動は、平成22年度「手づくり郷土賞(大賞部門)」をはじめ、数多くの賞を受賞するなど、高い評価を得ています。

これまで15年以上にわたって街なみ整備・活動を続けてきましたが、まちの活性化のためには、このような景観まちづくりを恒久的に続けていくことが必要です。地域と行政が協働して魅力ある景観まちづくりを継続し、さらにレベルの高い景観まちづくりへと成長・成熟させていきたいと考えています。

市長講演 3

人と自然が融和したにぎわいある元気都市 出水市
景観まちづくりの新たな展開
—景観法施行5年を迎えて—

出水市長 渋谷俊彦



ツルも大事な景観資源

出水市は日本一のツルの飛来地として知られています。このツルもわが市における大切な景観資源の一つです。今シーズンも昨年12月の羽数調査で1万3006羽を記録。14年連続で1万羽を超えました。しかし、飛来したツルから鳥インフルエンザが確認されたことにより、拡散防止のための通行規制、消毒作業を行っているところとです。

ツルと並ぶ本市の景観資源は「出水麓武家屋敷群」です。これは1600年代に完成した薩摩藩士の住宅兼陣地で、平成7年に国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されました。街路はもとより、石垣や生垣、屋敷地割などほぼ当時のままに現存された、整然とした町並みが内外から評価され、平成21年度都市景観大賞「美しいまちなみ優秀賞」を受賞しています。ちなみに、NHK大河ドラマ「篤姫」のロケ地にも選ばれ、多くの観光客に訪れていただいているところです。

これまで出水市では、「出水市総合計画」などの計画に基づき、景観に関する諸施策を推進し

てきました。ところが、市全体としての目標や方針が明確でなく、具体的な取り組みは不十分であったことは否めません。

そこで景観法の全面施行を機に、出水市らしさを生かした美しい景観づくりを積極的に推進していくため、平成19年3月13日に「景観行政団体」となり、平成19年度から3カ年で景観計画を策定することとしました。

市全域を景観計画区域に

計画策定までの経緯については、まず平成19年度に市内の景観資源を分析・調査しました。その上で、平成20年度は景観計画策定委員会を3回開いたほか、景観に関する市民アンケート調査の実際、市職員による景観計画策定プロジェクトチーム会議も3回実施しました。

翌21年度は景観セミナーや景観まちづくり講座を開いたほか、前年度に引き続いて景観計画策定委員会を3回開催しました。そこで得た計画案を基に、地域審議会、都市計画審議会で論を重ねた上で、策定した次第です。さらに、景観計画をより実効あるものとするために、平成22年4月には出水市では景観条例を制定して

います。

本市の景観計画の特徴の一つは、市内全域を景観計画区域としていくことです。景観資源や景観に関する課題が市全域に存在していること、山並みから出水平野を経て八代海に至る景観の連続性そのものが、本市の魅力の一つである自然景観をつくり出していることがその理由です。

また、計画の内容については、「景観計画区域および景観づくりの基本方針」届出制度に関する事項「景観重要建造物および樹木などに関する事項」「景観形成重点区域に関する事項」などを細かく規定しています。

今年の3月12日には九州新幹線の鹿児島ルートが全面開業します。本市の恵まれた自然環境や歴史を生かし、活力に満ちた魅力あるまちとして、発展の可能性がますます高まっています。計画に基づいた景観まちづくりを市民、事業者、行政の協働により展開し、将来都市像である「人と自然が融和したにぎわいある元気都市 出水市」づくりに取り組んでいきたいと考えています。

パネルディスカッション

景観まちづくりの新たな展開



コーディネーター

よこはり まこと
横張 真: 日本都市計画学会常務理事
/ 東京大学大学院教授

パネリスト

きしいたかゆき
岸井隆幸: 日本都市計画学会会長
/ 日本大学教授

あきたのりこ
秋田典子: 千葉大学大学院准教授

ふじたにえいしょう
富士谷英正: 近江八幡市長

たけうち いさお
竹内 功: 鳥取市長

しぶやとしひこ
渋谷俊彦: 出水市長

景観の取り組みは新ステージに

横張 先ほど行われた後藤先生の基調講演、さらには3市長による市長講演においては、主に3つの論点が出されたのではないかと考えます。1点目は伝統的なまち並み、歴史的な建造物など、「物」を中心とした景観をどのように守るかという視点です。2点目は単に対象物としての景観だけではなく、生活とのかかわりから景観を考えていくという視点です。そして、3点目は、景観の取り組みを景観以外のまちづくりといかに関係性を持たせ、とらえ直していくかという論点だったと思います。

それでは、まず、岸井先生と秋田先生から、講演を聞かれた上での感想、あるいは景観まちづくりにおけるお考えについてお聞かせいただけますか。

岸井 景観法が全面施行されて5年が経過した現在、景観の取り組みは新しいステージに入ったのではと認識しています。

もちろん、景観が大きな話題となったのは、今回が初めてではありません。例えば、高度経済成長の勢いが一段落した1980年代にも、景観の大切さが喧伝されたことがあります。当時は、従来とは異なる豊かな公共空間をつくらうとの問題意識から、各種モデル事業が展開されたことを思い出します。ただし、その際に関心を集めたの



コーディネーター
横張 真
日本都市計画学会常務理事

はあくまでも建造物、いわば「物」としての景観であつたと思います。しかし、現在はそこにどう「人」がかかわるのかということに心が移ってきています。

私の中学、高校の友人に亡くなった中島らもがいます。彼に「どういう都市が好きか」をテーマに原稿を書いてもらったことがあります。彼は、「僕が好きなのはまちを好きな君が好き」と書きました。そこにいる人を大事にする空間として、都市や景観がある。なるほどなと思いました。中島が指摘したように、景観まちづくりは、単に表面だけではなく、その中に流れている「思い」こそが大事ではないかと感じています。

秋田 本日のシンポジウムのテーマである「景観まちづくり」という言葉自体も、岸井先生がおっしゃった新しいステージを象徴しているのではないかと思います。

景観という言葉が使われ始めたのは1980年代ですが、当時は「景観形成」「景観づくり」という言葉は使われていたものの、景観まちづくりという言葉は使われて



秋田典子
千葉大学大学院准教授

観まちづくりを活発に進めています。農村部は人口流出が激しい地域ですが、まちの魅力を上昇するために、住民たちが率先してまちの宝探しを行いました。探してみると、農地も、水も、自然も、文化など、とても貴重な資源がある。せっかく先祖がいまちをつくらせてきたのだから、これを残そうという思いが湧いてきたようです。そうして、とりわけ若者たちが中心になって、まちづくりに取り組んでくれたことが大きな成果につながりました。

渋谷 目に見える風景だけではなく、それを支える生活文化、地域に受け継がれてきた風俗、風習、郷土芸能などをどのように景観行政に生かしていくのかもポイントになると思います。

例えば、紹介したような本市のツル文化も、われわれにとっては、景観にかかわる大切な要素の一つです。市では長年、ツルの羽数調査を行っています。これを担っているのは、市内の小中学生の子どもたちです。その子どもたちが、今回鳥インフルエ

いなかつたと思います。

ドイツ語のLandschaftの日本独自の訳語である景観と、これまた日本オリジナルのまちづくりという言葉。この2つを組み合わせた景観まちづくりには、後藤先生がご指摘した「風景」と「地域」、さらにはまちづくりが表す「参加」「協働」という4つの要素がうまく融合しているのではないかと感じています。

「景観まちづくり」という言葉に現在の景観の取り組みが従来とは違った段階、まさに新ステージに入っていることが示されているのではないかと思うのです。

横張 それでは、次に、各市長にお聞きします。これまで景観まちづくりを展開されてきて、どこに成功のポイントがあるか、認識されているか、お聞かせいただけますか。

竹内 私も景観の取り組みに関しては、岸井先生がおっしゃったように、人の思いや心こそが重要だと考えています。先ほど紹介した鹿野町のケースでは、江戸初期の亀井公の治世を慕う思いが、地域住民に連綿とつながってきたからこそ、現在、「鹿野祭りの似合うまち」というコンセプトの下で、効果的なまちづくりが展開されているのだと思います。

この思いがいささか足りないのが、市の中心部です。鹿野町と同様に、旧鳥取市も鳥取藩32万石の城下町でしたが、中心市街地の空洞化の中で、城下町らしさがやや失

ンザが発生した際に、マスコミに対して「ツルは私たちの心の宝物です。これを大事にしなければいけません」と語ってくれました。このような思いも、景観まちづくりを展開する原動力になると思います。

ほかにも市内には、山田昌巖の墓があります。山田昌巖とは、戦国から江戸時代に鳥津氏に仕えた武将で、今でも市民に慕われている郷土の偉人です。この山田昌巖の遺徳を称える記念事業として10年ほど前から「出水麓まつり」を開催していますが、このような独自の文化を守り育てることも、景観の取り組みを行う基本になるでしょう。

新ステージにおける配慮すべきこと

横張 先ほど岸井先生から、現在の景観の取り組みは、新しいステージに入っているとお話がありました。それでは、この新ステージにおいて、各自治体はどういうところに配慮して取り組みを推進すべきなのか、その点についてお話しください。

岸井 多くの自治体では、景観を都市の活



竹内 功
鳥取市長

われつつあります。さらに、近年は郊外のショッピングセンターに客を奪われ、衰退化に歯止めがかかっていません。

その中で、市街地の活性化が叫ばれているのですが、いまいち鹿野町のような住民の「思い」が表面に出てこない。容易ではありませんが、鹿野町の経験を生かして、核となる思いやコンセプトを形づくることのできないか、考えているところです。

富士谷 やはり、景観まちづくりを展開するに当たって、何よりも重要になるのは、人材でしょう。行政はヒントを与えはしても、実際にまちづくりを担う主役は住民です。

住民が前向きに取り組んで初めて、伝統的な建造物も守られ、活用されます。昨今は、外にばかり目を向けて、自らを省みない風潮がありますが、「あの風景を見れば、心が落ち着く」と思えるような地元ならではの風景を守ろうと、住民が積極的に景観まちづくりを進めているのです。

また、本市では、市の中心部だけではなく、浅小井町をはじめとした農村部でも景



岸井隆幸
日本都市計画学会会長

活性化に役立てよう、つまりビジネスとして活用しようと考えられていることだと思います。それは決して否定すべきではありませんが、すべての自治体の景観資源が、観光なり活性化に貢献するとは限りません。インパクトがある景観資源が少ない都市もあるでしょう。そういう都市においても、やはり景観まちづくりを展開することは大事なことだと思っています。

ビジネスとは関係なく、暮らしや文化などの深いレベルに踏み込んで景観を考えていくことが、新しいステージにおいて必要なことだと思っています。

秋田 皆さんがおっしゃられるように、景観まちづくりがうまく行われるには、住民の「思い」が共有されることが一番です。しかし、まだその段階に達していないという自治体もあるでしょう。その際には次の3つの視点が大切になります。

1つは、まちの宝を丁寧に探すということです。景観計画の立案では、短時間に議論をまとめて、策定する自治体もありますが、住民を巻き込みながら、時間を掛けてまちの宝を再認識する機会をつくることが必要だと思います。

2つ目は、関連のイベントを行って、まちの思いを一つにすることです。

3つ目は、行政は小さな分野、身近なところから支援するということです。まずはまちに対する強い思いを持った住民の活動



富士谷英正
近江八幡市長

を制度で支え、そこから思いを共有する人を増やしていく。このような支援の在り方も、有効だと思えます。

富士谷 やはり、住民の中からリーダーが出てくるのが大切ではないでしょうか。本市の景観まちづくりの出発点は八幡堀の再生運動ですが、このときも、住民を導く担い手が出てきたことが大きかったと思います。その担い手たちが、それまでまちのお荷物と見なされていた八幡堀の価値の大きさを、歴史をひもときながら、住民たちに伝えてくれた。それが、多くの住民たちを目覚めさせ、活動が展開されるきっかけになりました。

今では、住民たちは、自ら収益活動に取り組みまでになつています。紹介した浅小井町では、かつての農用地に墓地を造成して売り出し、大きな収益を上げています。そして、それを元手に、生垣などの修景に関する補助を行っているのです。まさに、「株式会社浅小井」という発想で、まちを盛り上げています。

がり、その活動がまた次につながる。そのようなつながりや広がり担保する制度づくり、仕組みづくりが重要だと思います。例えば出水市のツルにしても、本来、ツルと景観はすぐに結びつくものではありません。しかし、これがまちの象徴的な景観だということで、両者をつなげていく。さらに、小学生の羽数調査などの活動に連鎖させていくことで景観まちづくりが活性化

渋谷 繰り返しますが、出水市にとってツルは冬の使者。冬にツルが市内を飛翔する風景は、私たちにとって当たり前の景色であり、後世にわたって守っていかなければなりません。

先ほど、ツルの羽数調査を地元の小学校が行っている例について紹介しましたが、この調査は半世紀にもわたって行われていて、3代にわたって、羽数調査を行っているご家庭も少なくありません。そのようにしてツルとの共存、共生が日常的に行われてきたのです。

現在ではツルの生態などを展示した博物館「出水市ツル博物館クレインパークいずみ」を整備しましたが、ここを拠点に、ツル文化をぜひ景観まちづくりに生かしたい。その方策を検討しているところです。

成果を挙げるための方策とは

横張 現在ではおよそ250もの自治体が景観計画を策定しています。しかし、すべてが目に見える効果を挙げていくわけではありません。成果を挙げるために欠かせないこと、必要な心構えなども含めて、お話しただけですか。

岸井 景観まちづくりには2つの方向性があると思います。

1つは、景観をビジネスに活用しようという方向性です。ただ、これはある意味、短期的な問題だといえます。短期でお金が

しています。

景観まちづくりがうまく展開していない自治体の多くはこの連鎖性がありません。石を投げても波紋が広がらず、壁におち当たり、前に進んでいけません。行政としても積極的に景観まちづくりを進めようと、懸命に取り組んではいるものの、反応がないために、次第に石を投げることにすらすらやめしてしまう例が多いのです。

そうならないために、どのように石を投げて、活動を次につなげていくかということとをあらかじめ考えて取り組むことが必要です。

参考までに、私がかかわっているある自治体の事例を紹介します。その自治体では長らく、行政が主導的に景観まちづくりを展開してきましたが、景観計画を策定する段階になって、何とか住民の参画を得たいと、景観まちづくり学校を開校しました。さらに、景観計画に対して住民側が意見を言う際にも、個人では受け付けず、集団の意見なら受け付ける仕組みにしました。それがきっかけで、景観まちづくり学校の参加者が中心となり、まちの中に初めて景観まちづくり団体が組織されました。これにより、個人レベルの住民活動が、組織立った活動に進化する契機になりました。

富士谷 活動の広がりという点では、近江八幡はボランティアが非常に盛んで、担い手が数多くいることが大きいと思います。

回るような仕組みをつくらなければ、それはビジネスとはいえませんから、ある意味当然のことです。

もう1つは、ビジネスから離れた、もつと腰を据えた長期的な取り組みです。住民の志や思いを現実のものにつなげていくためには、当然、時間がかかります。それをマイナスととらえずに、むしろ、時間をかけても、やらなければいけないのだと認識することが大事だと思います。

考えてもみてください。今のパリは昨日今日でできたものでしょうか。150年のまちづくりの歴史があります。神戸はどうでしょうか。100年の歴史があります。要は、時間をかければ、必ずよいまちができることと認識することです。

われわれは後世に何を残していくか。50年、100年の計で、景観を育てていくことが必要だと思います。

秋田 本日、お集まりいただいた3市には共通の特徴があります。それは連鎖性があるということです。一つの活動が次につな



渋谷俊彦
出水市長

活動の内容も多彩で、リタイアした方々が「おやじ連」を組織して活発に活動しているほか、景観や環境、教育、芸術、文化など多数のボランティア組織が設けられています。行政の補助や支援は最小限ですが、その活動に魅力があれば、住民たちは進んで参加するようになります。そのような風土が景観まちづくりでも大きく寄与していると感じています。

渋谷 出水市では景観条例を制定し、看板の色使いなどについても、奇抜なものについては規制していますが、そうすると、やはり不可欠になるのが住民の理解と協力です。

景観に対する市民の関心を深め、理解を得るには、まずは景観の大切さを生活の中で感じてもらうなければなりません。そこで、例えばまちの景観の象徴である出水麓武家屋敷群だけを特別に扱うのではなく、周辺の商店街なども一体性を持たせていく。商店街の増改築を行う際には、出水麓とつながりがあるデザインに変えていく。そのようなことも考えています。ハードの整備と、伝承文化や風習風俗などのソフトの取り組みをうまく組み合わせていきたいですね。

景観まちづくりは50年後、100年後に評価されるもの

横張 それでは最後の質問です。本日のシンポジウム全体のご感想、あるいはこれからの

抱負、方向性などについてお話しください。
渋谷 出水市は、田畑が続く田園地域が広がっています。みかん畑が見果てぬ先まで続く段々畑、中山間地域の棚田なども美しい景観資源です。これらは一朝一夕で形成されたものではなく、代々培われてきた文化そのものだといえます。このような景観資源の保全保存、文化の継承について、どのように次代を担う若者に伝えていくかが大きな課題になっています。その観点から、人材育成の取り組みを懸命に行っているところですよ。

景観は、岸井先生がおっしゃったように、長い取り組みが必要です。今、行っている取り組みが評価されるのは、50年後、あるいは100年後かもしれません。だからこそ、次の世代にしっかりとその大切さを伝えていくことこそ、われわれの責務だと考えています。

富士谷 そもそも40年前の八幡堀の再生運動は観光を目的とした取り組みではありませんでした。しかし、よみがえった八幡堀は、まちのシンボルとなり、今や多くの観光客でにぎわっています。住みやすい、居心地のよい空間には、人を引き寄せる魅力があるのだなど、改めて感じる次第です。今後は、行政としても観光客の受け入れ態勢を整え、バックアップしていきたいと考えています。

秋田 コミュニティが積極的に景観まちづ

くりを展開している近江八幡市の事例は、まさしく市民自治の成果の一つだと思います。一方で、出水市のように、規制誘導も含めて、行政がある程度引張っていくことも必要です。市民自治と行政のリーダーシップの両輪が、景観まちづくりを進めるカギになると、改めて感じました。

これまでの都市計画は、市街化区域、市街化調整区域など「分ける」ことを中心に考えられてきました。しかし、景観まちづくりでは、「つなげる」ことが大切です。都市と農村を、景観と産業をつなげる。さらには、活動自体を次の世代へつなげていく。そのエンジンとなるのは、やはり住民の思いであり、行政のリーダーシップです。この2つをうまく融合させながら、さらに多くの都市で景観まちづくりを進めてほしいと願っています。

岸井 景観は、人とまちの関係を表すものです。道路や橋などの社会的インフラも、すべて人とまちの関係をよりよいものにするためにつくられています。その意味では行政の取り組みの多くは景観につながっていくともいえます。そこに多くの人がかかるチャンスをつくっていくこと、それが効果的な景観まちづくりの基本になるでしょう。

ただし、公共空間であれ、人の土地であれ、みんなが思い思いに図面を引いてしまえば、争いのもとになってしまいます。だ

からこそ、行政の最初の一石が大切です。いかにして、よい前例をつくるか、あるいはどのように取り組めば失敗しないのかなどについて、多くの自治体同士が横の連携を図りながら、探っていくことも必要だと思います。

横張 『プラタモリ』という人気のテレビ番組があります。一見何でもないように見えるまちを、地域の歴史を掘り起こしながら、独自の視点で探索し、そこに意外な価値を見い出していきます。歴史が分かると、がぜんまちの在り様も面白く見えてくるから不思議です。私は常々、ランドスケープとは見るものではない。読むものであると学生に伝えていますが、まさにその通りだと番組を通じて感じています。本日のパネルディスカッションでは、住民たちが中心となって、まちの歴史を掘り起こし、効果的に景観まちづくりを展開されていることがよく分かりました。また、住民を巻き込む仕組みづくりなどについても、多くのヒントが出されたと思います。今や景観の取り組みは新ステージに入ったとお話もありましたが、どうかその新ステージの中で、全国の都市がより活発に景観まちづくりを進められることを願っています。本日は長い時間にわたり、ありがとうございました。

(平成23年2月15日全国都市会館にて実施)

全国発信の『種目』はITからキャビアまで 多彩な取り組みで地域を活性化する積極市政

多士済々の新見ブランドを全国展開

地域間競争が激化する一方の今日、地域ブランドの創設と発信は全国自治体に共通する課題であり悲願ともいえる。しかし、新見市はその素材に恵まれた地域も珍しいだろう。ざっと数え上げれば、園芸品種だけでもピオーネをはじめとする各種ブドウ、トマト(桃太郎エイト・桃太郎サニー)、リンドウなどがある。また全国に数あるブランド牛の中でも、和牛のルーツとの尊称を冠された新見市の千屋牛は格別とされている。

さらにユニークなところでは、新見市漁協が養殖飼育に成功したチョウザメおよびその卵・キャビアが、東京の有名百貨店で「新見産フレッシュキャビア」と銘打たれてこの春から高級食材のコーナーにお目見えしている。「実は新見市ではトリュフも取れるんです。従ってキャビアと合わせて、フォアグラが加

われば世界3大珍味がそろうことになる。これはやらなければいけないかな(笑)と、ひそかに思っているのですが、今はその余裕がありません」

冗談半分のような口調でそう語る石垣正夫市長だが、追々述べていくように、旧新見市時代にさかのぼる平成6年の市長就任以来の足跡をたどってみると、これはかなり本気混じりの発言ではないか——とも推測される。

ここで新見ブランドの主要品目について、簡単なプロフィールを改めてご紹介していきたい。

ピオーネ

マスカットをはじめとする岡山県のブドウは昔から有名だが、新見市の本格的なピオーネづくりは昭和61年から比較的新しい。だが平成22年末現在の段階で既に約82haの生産団地を形成。県下有数の産地になったと同時に、新見市の園芸品目では第1位の出荷額(平成22年度9億2000万円)を誇る。主に東

有数のトマト産地となっている。平成20年度には総額2億円を投入した選果施設を整備。より高品質なトマトの安定出荷体制が整った。リンドウ

新見市の冷涼な気候を生かして平成12年度から栽培を開始。栽培から10年でその品質・生産量は早くも県下一ととなっている。新見市のリンドウ栽培の歴史は新しいが、多額の設備投資も必要なく、高齢者や女性に取り組みやすい状況で、新見農業普及指導センターを中心に短期間でこのような体制が構築されている。これにより、平成21年度には岡山県農林漁業近代化表彰が授与されている。

千屋牛

千屋牛とは新見市千屋地区を中心に肥育された肉牛を指す。従来は各地域で独自の地域牛を名乗っていたが、平成17年の市町村合併(旧新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西



千屋牛がテーマの「千屋牛うまいものフェア」



新見市の基幹農作物 ピオーネ



県下一の生産量を誇るリンドウ

町の1市4町)を機に、千屋牛を統一名とする地域ブランドとし、地域団体商標を受け、全国に向けて情報を発信している。千屋牛は前述したように、和牛登録会も認める全国和牛のルーツと位置付けられ、「和牛の中の和牛」とも称されている。石垣市長によれば「遠方の都市を訪ねたときなど、岡山県新見市といっても分かってもらえないことが多いが、千屋牛の産地だということとみな分かってくれる」というほどに、千屋牛のブランド・バリューは全国的に根強い。千屋牛は現在、増頭計画を実施中で、平成17年度の地域ブランド確立時に年間3000頭弱だった生産量を、平成23年度中に4000頭強に引き上げる予定である。

チョウザメ

平成12年度から新見漁協で養殖に着手、その成り行きが全国的な注目を集め、平成18年度からは県内外に生きたままのチョウザメ(淡白で独自の風味を持つ白身として定評がある)を出荷するまでになった。その卵の塩漬けは



いしがきまさお
石垣正夫
新見市長

京大田市場を中心に出荷され、東京の百貨店でも新見のピオーネは最高級品とされている。また平成20年度には日本農業大賞を受賞するなど、今や新見市管内の基幹農作物といえる。

トマト

夏に涼しい新見市の気候を生かすべく、昭和30年代から栽培を開始。幾度かの品種改良を行いつつ生産の拡大を図り、現在は桃太郎エイト、桃太郎サニーを主要品種として県下



桃太郎トマトは新見ブランド野菜の代表格

世界3大珍味のキャビアとしての有名だが、世界基準の塩分濃度3.5%フレッシュキャビアとともに、新見市の地元醤油醸造会社の醤油をからめたフレッシュキャビア・醤油風味が今年春から、東京・新宿の伊勢丹で販売が開始された。

このように主要品目だけを挙げて、新見ブランドの各産品がいかに全国レベルの実力を備えているかが分かる。「私は自身の持論として、何事においてもどうせやるなら誰にもマネのできないもの、よそではやれないものを試みる姿勢が大事なのだと思っておりますし、それを常に地域産業の振興に携わる職員にも伝え、地域の産業の担い手の方々にもハッパを掛けているのです」

新見ブランドの各産品の存在感は、まさにその境地に達しているものが多い。

常に全国に先鞭をつけてきた 地域情報化施策

誰にもマネのできないもの、よそではやれないもの——という観点から、石垣市長が就任して以来の新見市の行政施策を語るとすれば、やはりIT技術を媒介にした一連の地域情報化施策が立ちどころに浮かんできく。

新見市の地域情報化施策が全国にその名をとどろかせた最初の事例は、平成14年6月23日に実施された全国初の電子投票だ。その対象は新見市市長選挙および市議会議員選挙だった。石垣市長は自ら準備した全国初の電子投票によって当選した全国初の市長という栄誉をも担うことになったのだ。



多様な使い方ができる告知放送機器（防災情報端末）を各家庭に配備



光ファイバーの入線でIT化の推進、管理業務の省力化が図られた下水道施設

- 企業情報化支援施設「i-boxにいみ」の設置（平成13年度）
- 携帯電話不感地帯の解消（平成18～19年度）
- 同じく次のソフト事業を実施してきた。
- 電子投票
- 遠隔O・h！買いもの事業（実証実験）
- 住民基本台帳カードの独自利用（住民票自動交付、集団検診結果を自宅PCで照合、公共施設の予約など、平成15年度）
- 千屋牛パワーアッププロジェクト事業（千屋牛の発情から出産、放牧などの監視システム、平成16年度）
- 新見あんしんネット事業（遠隔医療、平成20年度）
- 地域児童見守りシステムモデル事業（平成19年度）
- 防災管理システム構築事業（インターネット、携帯電話、CATV、告知端末放送による災害時の情報収集と伝達。平成19年度）
- 緊急通報事業（高齢者などの病気・事故などの緊急事態発生時に告知放送機器や携帯電話メールを通じて通報）
- 地域サポート事業（実証実験 地域の市民活動の情報発信、平成20年度）
- 救急車画像伝送事業（救急車に設置したカメラを通じて車内の搬送状況を医療機関等に画像伝送）
- ICT利活用教育推進事業（タブレット端末と電子黒板を活用した授業、平成22年度）

た地域情報化政策は、石垣市長が初めて市長に就任した翌年の平成7年から既に始まっていた。「平成7年にまず市内の中学校の生徒1人に1台ずつのパソコンを導入し、翌8年には市内の小中学校の児童2人に1台ずつのパソコンを導入」（石垣市長）しているのだ。

国がIT基本法を施行したのは平成13年。そしてIT基本法を実施する戦略的目標として同時に発表された「e-Japan戦略」では、日本が2005年までに世界最先端のIT国家となっていることが目標として掲げられ、そのためには2005年までに全国民がインターネットを使いこなせるようになっていなければならないとした。「e-Japan戦略」はご承知のように予定通りには進まなかったわけだが、IT基本法が施行される5年も6年も前に、新見市ではほとんどすべての小中学生がパソコンを操り、インターネットに親しんでいた事実は、やはり目を見張るしかない。

さらにアメリカをはじめとする世界数カ国でしか実施されていなかった電子投票が、IT基本法施行の翌年に早くも新見市で実施されたという事実はまさに「歴史的な出来事」として、改めて顕彰されるべきではないだろうか。

「私自身の気持ちとしては、よそでやっていないのならうちがやってやろう。いずれ電子投票の時代がくるのなら、その先駆けとなってやってみよう——という信念で電子投票の実施を打ち上げたわけです。でも本当に

「地域情報化に終わりはありません。しかし、地域情報化計画に基づく各種の施策や事業を積み重ね、さらにラストワンマイル事業が平成20年度でほぼ完了したことによって、新見市の全域がブロードバンド化されると同時に、告知放送機器（防災情報端末）も各家庭に設置されました。テレビの難視聴地区解消や地上デジタル放送への対応も含めて、これで新見市の地域情報化は次のステップへの準備が整ったかなというのがある、私の今の実感です」（石垣市長）

ちなみに、ラストワンマイル事業の完結と併せて、山に囲まれた地域でありながら携帯電話の不感地帯がほとんどないという非常に快適な通信環境が実現した背景には、ソフトバンク社の全面協力による大幅な基地局増設（14基から161基へ）という事実がある。地域情報化に向けた石垣市長の熱意に、同社・孫正義社長が賛同した結果だという。

ソフトボールのまちづくり、健康増進のまちづくり

新見市は平成13年度に全国中学校ソフトボール大会の会場となって以降、何度も全国大会を開催している。全国大会のほかにも日本リーグの会場にもなっている。これらの大会が開催できたのは、もともとソフトボール



市民力を一段と高めた「ソフトボールを通じたまちづくり」（写真はソフトボールフェスティバル）

大変だったのは、職員の皆さんです（笑）。最初は市内にも反対意見が多かったのですが、私がぜひやりたいと押し通したものですから、職員の皆さんも腹をくくってくれて、とにかく一生懸命に努力してくれました。そして成功に導いてくれた。その経験値が、やはり何よりも貴重なのだと思います」（石垣市長）

新見市の地域情報化施策は、このようなベースとなる初期の経験値を土台に、さらに進化しながら、現在に至っている。そのあらましは次の通りだ。

平成17年度に新見市地域情報化計画を再策定（平成12年度策定の計画を見直したもの）。

- 短期・中期・長期の推進目標を掲げ、「光で広がる快適環境都市にいみ」を基本コンセプトに、民・産・学・官の連携による安全・快適・情報文化都市の創造を目指す内容となった。

同地域情報化計画に基づき、次のハード事業をこれまでに実施してきた。

- 新見市地域情報通信ネットワークの構築（平成12～13年度）
- 下水道FTTH事業（下水道管を通して各家庭へ光ファイバーを接続する事業。水道のメーター検針や家庭内情報端末での行政情報提供も実施。平成14年度）
- ラストワンマイル事業（平成17年度工事開始。20年度からインターネット、IP電話による通信サービス供用開始、同じくケーブルテレビ供用開始）

が盛んに行われているという土壌と、熱心なソフトボール愛好者を中心とした活動によるものである。近年では「ソフトボールを通じたまちづくり」を標ぼうしており、世界選手権のアジア地区予選でもある第9回アジア男子ソフトボール選手権大会（平成24年秋に開催予定）の誘致や、都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会の10年連続開催（平成23年度～32年度）が決定するなど、まさにソフトボール競技の中心地としての様相を呈している。

「新見市のソフトボールは小学生から盛んに行われている。青年会議所が主催する大会は40年以上の歴史があり、地域に根付いた大会です。以前よりも市民全体の競技レベルを向上させるため、優秀な指導者を外部から招聘したりしました」（石垣市長）

その成果は市内の中学校が全国制覇し、高



復活した法曾焼きも展示されている「猪風来美術館」

新見市の各所を回りながら取材者の胸の内に蓄積していった最大の印象もまた、客観的には山間の小都市と違っていい新見市の静かな町並みの随所に感じられる、地下からちよろちよろ湧き出してくるかのような活力だった。そして新見市の最奥部ともいえるべき法曾地区の猪風来美術館に至ったとき、その思いはより強まった。廃校を利用した同美術館には新見市が招いた館長でもある異色の陶芸家・猪風来氏の



船川八幡宮秋季大祭で振る舞われるどぶろくの仕込み風景

が、合併を機に新見市は、改めて行財政改革の危険水域という見方も呈示されたようだが、合併を機に新見市は、改めて行財政改革

が心を一つに寄り合わせ、わがまちへの愛を改めて確認することなどを重視するという意味で「ソフトボールを通じたまちづくり」なのだ。新見市にとってのソフトボールは、新たなまちづくりのツールとしても、見事に花を咲かせようとしているともいえる。

「げんき広場にいみ」は温水プールを核とした会員制健康増進施設だ。スポーツクラブの運営に実績のある民間業者を指定管理者に、専門家の指導による会員個々別の運動指導および各種教室を開催している。さらに平成22年3月に指定運動療法施設の認定を取得したのを契機に、医師が発行する「運動処方箋」に基づく本格的な運動療法を実施している。訪問したのが平日の午後ということもあり、利用者の数は週末ほどには多くなかったが、何となく利用しているという雰囲気の人がほとんどおらず、インストラクターの指導を仰ぎながら熱心に運動に取り組む人の姿が目立つのが印象に残った。

まちの底流に漂う 縄文から未来までの「IT」

ITからキャビアに至るまで、地域活性化に向けた新見市の多彩な取り組みの事例の数々をざっとご紹介してきたわけだが、石垣市政のこのような積極的な姿勢を下支えしているのは、果敢な行財政改革の成果である。

「行財政改革は徹底して行わなければ意味がありませんが、そのことで市政が全般に委縮してしまいうようでは、さらに意味がなくなってしまう。だからこそ新見市では岡山県からの権限移譲（16路線の県道、特定行政庁、福祉各法など）も積極的に推進していきますし、地域ブランドの推進、地域産業の活性化など、必要なところにはどしどしお金も投入していきます。都市というのは生き物ですから、栄養を与えなければ活力も生まれないのです」（石垣市長）

作品を主体に、生命の根源、森羅万象、喜怒哀楽などのテーマ別展示室が用意されている。猪風来氏は縄文時代の焼き物を現代にのみがえらせる活動のかたわら、生命の根源を感じさせる多様な作風を持つ作家だが、同美術館に着任後、法曾地区でかつて栄えていた法曾焼きも地域の人々とともに百数十年ぶりに復活させた。もちろん含めて、同美術館には誕生・復活・再生のエネルギーがさまざまな形で宿っているともいえる。その世界に触れたときの「感覚」が、新見市のまち中で感じ続けていた静かな「活力」とどこか相通じるように思われたのだ。



吉備高原の秘境・哲西地区に伝わる哲西鯉が窪湿原まつり(5月3日開催)

「実はこの施設をつくる時、各方面からかなりの批判がありました。豪華な運動施設をつくったところで、会員制ということもあり、そんなに利用者はいないのではないかということなどが、批判の主な内容でした。しかし、どうせ健康増進施設をつくるなら本格的なもので

の裏付けとしてスタッフや設備機器なども一

校も男子が国体で優勝するなど着々と上がり、ついには全日本レベルの選手を輩出するまでになった。

しかし、ソフトボールを通じたまちづくりの主眼は、こうした競技力の向上にばかり向けられているわけではない。各種大会が開催されるたびに市民がボランティアスタッフとして運営に参加したり、選手たちを手厚く迎えたりする経験を積み重ねることにより、自然なホスピタリティが醸成されてきた。全国大会では、大会に出場するチームを市民が応援するなど、大会の盛り上げはもとより選手と市民の交流が行われている。

単にソフトボールを盛んにすることを目的とした「ソフトボールのまちづくり」ではない。ソフトボールという競技を媒介に、市民

が心をつなぐ。わがまちへの愛を改めて確認することなどを重視するという意味で「ソフトボールを通じたまちづくり」なのだ。新見市にとってのソフトボールは、新たなまちづくりのツールとしても、見事に花を咲かせようとしているともいえる。

健康志向といえば、今回、平成17年にオープンした市民の健康増進施設「げんき広場にいみ」を訪問することができたので少しご紹介したい。

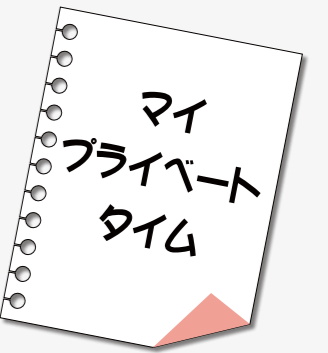
「げんき広場にいみ」は温水プールを核とした会員制健康増進施設だ。スポーツクラブの運営に実績のある民間業者を指定管理者に、専門家の指導による会員個々別の運動指導および各種教室を開催している。さらに平成22年3月に指定運動療法施設の認定を取得したのを契機に、医師が発行する「運動処方箋」に基づく本格的な運動療法を実施している。訪問したのが平日の午後ということもあり、利用者の数は週末ほどには多くなかったが、何となく利用しているという雰囲気の人がほとんどおらず、インストラクターの指導を仰ぎながら熱心に運動に取り組む人の姿が目立つのが印象に残った。



医療費削減に効果を見せる健康増進施設「げんき広場にいみ」

私の体力づくりと楽しみ

八潮市長(埼玉県) 多田重美
Shigemi Tada



はじめに

このたびの東日本大震災により、被災された多くの皆さまに心からお見舞い申し上げます。

この原稿は、東日本大震災への対策を行いながら書き進めています。私は、埼玉県で市長を務めさせていただいておりましたが、岩手県遠野市出身であり、この震災で親戚なども被災しています。そのようなこともあり、現地の状況が気になり、震災発生後まもなく、三陸沿岸被災地の前線基地である遠野市に連絡したところ、直ちに遠野市長が電話口に出られ、救援を求められました。そこで近隣市にも協力を依頼し、灯油、



体力維持のために、筋肉トレーニングに励む筆者

粉ミルク、米などの4t車3台分を、2回に分けて届けさせていただきました。震災後、庁内に独立した支援組織を立ち上げ、対応する必要があると感じていた私は、3月14日に支援組織設置の指示をし、16日朝、7名の職員に辞令を出しましたが、その日のうちに被災地が緊急に必要な物資を集め、夜の8時半ごろボランティアの市民とともに遠野市に向けて出発することが、担当職員の初仕事となりました。

思いますに、前例のないこのような大震災が発生した場合、国や県の指示を考慮することなく、できる範囲で、すばやく、被災地の情報を収集し、迅速に対応することが、市町村という先端の自治体であり、その首長の役割ではないかと、深く考えさせる大災害です。

激務に耐える体力づくり

市長は、肉体的精神的にタフであることが当然のように求められます。皆さま方も健康と体力維持に色々と工夫されていると思います。私の場合、市長2期目に体力の低下からくる、体調の不良を感じるようになりました。幸い市長室が個室であることから、ダンベルを利用した筋肉トレーニングを思い立ち、2kgのダンベルでの筋トレを少しずつ始めました。今では1kgと3kgとの3種類のダンベル



開発進むTX八潮駅周辺(秋葉原まで17分)

を組み合わせ、その日の体調にあわせて楽しみながらダンベル体操兼筋トレを行っています。

私たち市長は、土日もなく、分刻みのスケジュールに追われていますが、これはわずかな空き時間を有効に利用してできるので、体力づくりにとても有用です。続けていると習慣となり、筋トレをしないと1日何か忘れ物をした気になります。また、筋肉がそれなりに付き、鏡を見るのも楽しみとなります。

さらに発見したことは、市長は、政策などを考えることが大きな仕事の一つですが、筋トレを行っていると思議と良

いアイデアが浮かんでいきます。想像力の向上にお勧めです。

また、筋トレのほか、徒歩での登庁により、身体全体の体力向上も心掛けています。自宅から市役所まで3kmほど、約40分で歩きます。帰りも歩きたいのですが、市民に話し掛けられると長くなるからと車で送られてしまいます。

至福のクラシック

年に10回程度、音楽ホールに出掛けクラシック音楽を聴くことが最高の楽しみです。以前は自宅でCDを聴いていまし

たが、今は音楽ホールに向かっています。2時間ほど隔離された状態で、音楽に浸る時は、本当に至福のひとつです。私は演歌も大好きで、市民から十八番は「北国の春」とされ、リクエストに答え歌うと喜ばれますが、クラシック音楽の音がつくる物語は、私を別の世界にいざなってくれます。

そもそもクラシックとの出会いは、田舎から出てきてまもなくのころ、露天商にだまされてカセットテープを買わされたことがきっかけです。曲はベートーベンの「皇帝」でした。だまされて買ったテープでしたが、何度も聴くうちにすっかりクラシックの虜(とら)となりました。今でも「皇帝」を聴くと体中に熱いものが流れます。

音楽会に出掛けるときは、できるだけ前の席を取るようになっています。「指揮者」のエネルギーを感じたいからです。指揮者はまさに我々首長と同じ立場ですから。

茶道入門

私の3期目の公約で「市職員の能力向上のため、一職員一資格の取得運動」を掲げた関係上、私も何かしなければならぬと考えたところ、当市の広報に掲載した茶道教室の生徒募集の記事が、どういふわけか目に留まり、心が動き、早速応募しました。

教室は月2回、1回2時間で、初めのうちは2時間の正座がきつく大変でしたが今はようやく慣れて、稽古(けいこ)を始めて1年半になりますが、先生の指導がうまく、また、筋が良いなどと褒められるものですから、その気になり楽しく続けます。

茶の湯を始めてみて、とても奥が深く大変なものに足を踏み入れてしまったとの反省もあります。お茶を点てて飲むだけの作法くらいは、知っていた方がいいだろうくらいの気持ちでしたが、少しずつ過程を進んでいくと、茶と禅の深い関係をあらためて認識いたしました。

「茶禅一味」という言葉があります。茶自体が禅であるということだと思いますが、お茶を理解するには禅をやれと言われるように、禅の修行が必要なお茶はまさに禅芸術です。

確かに、先生にそれぞれの所作を指示されながら、2時間も行っていると、仕事で疲れきった頭と体がすっきりとしてくるから不思議です。しかし、薄茶は飲めませんが、濃茶は慣れないとなかなか飲めません。お茶が中国から薬として入ってきたこともうなずけます。

これからも市民のために、全力で市政に当たれる体力と英気を養うため、体力づくりと楽しく過ごせる時間を見つけていきたいと考えています。



茶道の稽古中

第14回

事故対応③

事故報告

市町村アカデミー客員教授

大塚康男



事故報告

事故報告という問題がある。通常の報告は、5W1Hの原則に従って報告をする。しかし、事件・事故が起きたときは、5W1Hの原則に従って報告することは必要でなく、また5W1Hの原則に従って報告を求めるとは有害であり、やってはいけないことなのである。では、事件・事故が起きたときの報告はどうすればよいのか。ポイントとは2点ある。第1は、すぐに報告することである。内容を飾ったりする必要はない。第2は、何が起きたか(What)を報告すること。「A保育園で子供の事故が起きた」「B小学校で食中毒が発生しました」である。

事故・事件が起きたとき、第一報を受けた管理職が一番やってはいけないのは何か。事故・事件の第一報が入ってきたときに受け手側とすれば、「けが人はいるのか」「原因は何だ」というように色々な状況を聞くこと

事の際において実効性を確保するためには日常的に繰り返し確認し、肌で覚えるようにしてはならないであろう。

もう一つ大事なものとして「ネガティブ・レポート」がある。先の報告時から変更がない場合でも必ず定時報告をさせるということである。例えば、水害現場などで、河川の状況を確認しに行った場合、午後11時の水位と次に12時に確認した時点で全く変化が見られなかったことから、現場とすれば、11時の報告時点と変わらないから報告しなくていいと判断し、報告しなかったとする。報告を受ける側とすれば、報告が上がつてこないというのは、2つ理由が考えられる。前の報告と状況が変わっていないから報告しなかったのか、もしくは問題が発生し、報告する暇もない状況が生じたことから報告ができなかったのか。報告が上がつてこなければどちらか分からないことになる。一カ所の報告漏れが全体の対応を遅らせる要因になってしまうこともある。従って、先の「中間報告の励行」と同様に職員意識の中に徹底させておかなければならない。

併せて、特に首長に報告するとき、誰かが報告しているであろうと考え報告しなかった結果、首長に事故などの報告が漏れることがある。そのためには「念のため報告」を必ず実施しなければならない。

さらに、事故・事件が起きたとき、いわ

は当然のことである。ただし、事件・事故が起きた直後というのは、原因を含めて全体を把握することは困難だということをまず管理者は認識しておかなくてはならない。従って、当然詳細にわたって質問すれば「これはまだ分かりません」「それもまだ分かりません」ということにならざるを得ない。そのときに受信者、特に管理者が「何でこんな不完全な報告しかできないんだ!」と相手に対して怒ったり、叱責することは、有事のときの受け手側が絶対にやってはいけないことなのである。立場が上がるほど多くやる傾向があるといわれる。

もしこのような対応しできないようであれば、報告する側とすれば、第一報を入れていくのに、叱責されたり、文句を言われるのであれば、今後、同様な問題が生じたときには、ある程度状況が分かっているから報告しよう、と思ってしまうことになる。それでは一報が数時間も遅れてしまい、ど

ゆる有事のときに首長などに対する口頭報告には、4つのポイントがあるといわれる。まず第1点は、有事の際の口頭報告は、必ず結論から先に言うことである。これはよく言われることであるから、多くの職員に周知されていると思われる。

第2点は、結論の言葉「結論」というが、結論の言葉は必ず20字以内にとどめることである。いわゆる端的な言葉でくくりなさいということである。例えば、「A保育園で子供の事故がありました」これが大体20字である。首長の前で結論を申し上げますと一言っておきながら、「市の北部にA保育園があり、園長は〇〇、園児は50名おります」と前置きを延々と2分も3分も話をする人がいるが、これでは結論を話しているのではない。

第3点は、報告事項が複数あるときには、必ず内容に入る前に「幾つ報告します」と報告事項の数を言うことである。例えば、首長に報告するとき、ただとりとめなくしゃべることは許されない。「ご報告いたします。今回の報告については3点あります」と始め、1点目について結論から入り、1点目が終わったら、必ず、次は2点目ですと言うようにして、報告内容を区切っていくことである。報告する側は内容を理解しているが、首長などは耳でしか聞いていないわけである。特に、有事のときの報告は、内容が混同されたり誤解されるような

れてしまうことになり、初期対応を遅延させる要因を管理者の一言で招くことにもなりかねない。これを避けるためには、第一報は不完全なものにならざるを得ないことを踏まえて対応を図ることを強く認識することであろう。

そこで大事なことは、その後のフォローである。第一報の時点では不明な部分が多くある。そこで「中間報告」をしっかりとせよということである。一般的には、時間の経過に従って、事実関係は徐々に分かってくる。そこで、どんなに細かいことでもいいから、分かり次第に報告してもらい、次に分かったらまた報告してもらおうことが一番大事なことなのである。最初の報告があつてから、その後3、4時間全然報告がなされず、数時間後にまとめて報告されるというのでは困るのである。これを「中間報告の励行」といって、どんなに細かいことでも、必ず分かり次第、報告を上げるよう徹底させることが一番大事である。これを有

話し方をするのは一番危険なことである。めりはりをはつきりさせて話をするということである。

第4点は、口頭報告は5分以内でまとめ、それ以上に時間を要するときは文書にすることである。有事の口頭報告で延々と10分も15分としゃべられたら、首長がいらいらすることはもちろんのこと、次の指示などを遅らせる要因にもなりかねない。また、書面にする場合でもA4版1枚で報告することである。しかし、書面の作成は口頭報告に比べれば時間を要することになるから、原則は口頭報告とし、複雑な事案などの場合には書面(文言よりも図面やフローが望ましい)にすることになる。

筆者プロフィール

大塚康男 (おつかやすお)

1946年東京生まれ。1970年日本大学法学部卒業。1973年市川市職員、同総務部法規係長、企画部企画課長補佐、環境部指導調整室長、総務部法務室長、総務部次長、議会事務局長、教育次長。2007年から市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)客員教授(「行政訴訟の実務」「住民監査請求」「議会事務」「危機管理」「債権管理」)。その他、自治大学校、全国市町村国際文化研修所、自治体が行う職員研修の講師。危機管理関連の著書に『実務住民訴訟』『自治体職員が知っておきたい危機管理術』『Q&A議会人のための危機管理』『自治体職員が知っておきたい債権管理術』などがある。

「愛と誇りと活力に満ちた まちづくり」を目指して

はじめに

駒ヶ根市は、南北に細長い長野県の南部に位置しています。地域の西側を中央自動車道が通り、高速道路を利用すれば東京まで2時間30分、名古屋まで1時間40分の



全国各地から3000人以上のランナーが参加する「駒ヶ根高原マラソン大会」

アクセスにあります。西に中央アルプス駒ヶ岳、東に仙丈ヶ岳、北岳などの南アルプスを眺望し、二つのアルプスに囲まれた自然豊かな風光明媚な山岳観光都市であります。中央アルプスには高低差日本一の駒ヶ岳ロープウェイがあり、標高差950mを7分30秒で結び、可憐な高山植物が咲き競う夏や燃えるような紅葉に包まれる秋は、多くの観光客でにぎわっています。

毎年秋に行われる駒ヶ根高原マラソンでは、市内外から3000人を超えるランナーが紅葉に色付いた高原を走るさまは圧巻です。この高原マラソンは大正14年の「駒ヶ岳山頂登山マラソン」、昭和33年から昭和42年まで開催された「中央アルプス駒ヶ岳登山マラソン」などの古い歴史に支えられ始

まったものです。大会前日の前夜祭には、参加される皆さんに中央アルプスの伏流水を使用した地酒や地ビールなどを味わっていただくなど、市民、競技役員が一体となった郷土色豊かな大会となっております。

「夢を形に」

「こまちゃんイマジニア宣言」

市民や市民団体などによって行われている市民活動や地域活動は、夢と希望にあふれ、市民憲章にあります。「愛と誇りと活力に満ちたまちづくり」に向けて大きな力となっています。こうした市民や地域での活動を皆で応援し、認め合い、市民全体でまちづくりを盛り上げようと、「こまちゃんイマジニア宣言」を平成22年10月に行いました。



駒ヶ根産黒ゴマを使った「卓上こま」

「イマジニア」とは英語の「イメージ(想像する)」と「エンジニア(技術者)」を組み合わせた造語で、夢を形にすることを意味します。思い描いた夢や希望を形にすることは大変難しいことですが、それが実現したときには大きな力や財産となり、市民一人一人が地域を元気にするアクションとして、活力とにぎわいのあるまちづくりへつながるものと信じています。市民の皆さんによるイマジニア宣言の趣旨に賛同する市民活動を認定し、市のHPなどで活動を紹介したり、活動費の補助などの支援をします。今後は、さらなる市民活動の活性化やネットワーク化を進めていきたいと考えています。

「ゴマ」を地域ブランドに

農業を取り巻く環境も厳しい状況の中、全国的な健康志向の高まりとともに、食品の安全・安心が求められており、希少価値の高い国内生産物のニーズが年々増加している状況にあります。そこで、近年の健康ブームなどにより需要が伸びているゴマに注目し、平成19年にゴマ加工業者、生産者、菓子製造業者、J.A、行政、商工会議所などから成る「駒ヶ根ごまプロジェクト」を立ち上げ、農・商・工が連携した「ゴマ」のブランド化に取り組んでいます。ゴマは99・9%



「こまちゃんイマジニア宣言事業」認定式

が海外から輸入されていることを皆さんはご存じでしょうか。ゴマは古くから不老長寿の妙薬と呼ばれ、豊富な栄養素とともに生活習慣病やガン予防、美肌効果など、近年、健康食品として注目されています。無農薬で栽培された安心安全な地元産の黒ゴマ(駒)を使った「こま菓子」や「いりごま・すりごま」などを開発し、学校給食での使用や市内菓子店舗などでの販売を行い、市内外の方から好評をいただいています。今後は栽培面積の拡大、栽培作業の機械化、商品の販路拡大などさまざまな課題の解決を図りながら、「こまごませず」「こまかさず」地域の特産としてのブランドづくりに取り組んでまいります。

美しい景観づくりに向けて

天与の財産である雄大な景色や豊かな自然、先人が築いてきた町並みや農村風景など良好な景観を守るとともに、新たな景観をつくり出すため、市民・事業者・行政が一体となった取り組みとして、平成25年度からの「景観行政団体」への移行を目指しています。景観行政団体となることにより、建物

の高さやデザインなどの統一、地域のランドマークとなる建築物や樹木の保存活用、統一感のある広告看板の規制などが可能となり、地域の資源や特性を生かしたまちづくり、経済や観光の活性化などを図ることができます。現在、景観行政団体移行へのステップとして駒ヶ岳ロープウェイの玄関口である菅の台地区において、電線の地中化を進めており、市民の皆さんの景観への関心を高めるチャン

スと考えています。本年はワークショップなどで出された意見や提案などを反映した景観計画の策定に向けて、世界に誇れる景観づくりに取り組んでまいります。本市では、以上のような特色あるまちづくりを進めながら、常に市民の皆さんの立場に立って、日々の生活には「安心を」、未来には「夢と希望を」、地域には「活力とにぎわいを」そんなまちづくりに取り組んでいます。

プロフィール

- ◆ 面積 165・92km²
- ◆ 人口 3万3856人
- ◆ 世帯数 1万2314世帯

〔将来都市像〕人と自然にやさしいはつらつとした文化公園都市

〔まちの特徴〕長野県の南部、伊那谷のほぼ中央に位置し、西に中央アルプス、東に南アルプスを望む風光明媚な自然の地形に恵まれたまち

〔特産品〕ソースかつ丼、五平餅、ゴ



駒ヶ根市長
杉本幸治



マ、りんご、いちご、そば
〔観光〕駒ヶ岳ロープウェイ、光前寺、早太郎温泉郷、駒ヶ根高原スキー場、駒ヶ根シルクミュージアム
〔イベント〕光前寺しだれ桜ライトアップ、天竜ふるさとまつり、駒ヶ根高原マラソン大会、みなこいワールドフェスタ

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

世界につながる人と文化の 交流拠点「鎌ヶ谷」

豊かな自然と生活の利便性を
兼ね備えた交流拠点

鎌ヶ谷市は、千葉県の西北部に位置し、総面積21km²の中に、東武野田線・新京成電鉄・北総鉄道・成田スカイアクセス線の鉄道4線と9駅を有する交通アクセスの至便なまちです。都心から25km圏内にあることから、住宅都市として発展しつつあり、人口は平成22年時点で約10万8000人となっています。こうした発展の中にも、豊かな農地や緑の環境も併せ持ち、おいしい梨の名産地としても全国的に有名です。平成22年7月、空港と都心を結ぶ新たな鉄道「成田スカイアクセス」が開通し、私鉄3線が交差する新鎌ヶ谷駅が一般特急「アクセス特急」の停車駅となりました。都心や成田空港

へのアクセスが飛躍的に向上したことで、地域の交流拠点としての機能にさらに躍動感が加わりました。スーツケースを持った旅行者の皆さんや海外出身の方々が、乗り換えや駅周辺の商業施設、宿泊施設へ移動する光景も多く見られるようになり、新線開通の影響を感じられるようになってきております。

本年度は後期基本計画の 幕開け

本年4月からは、鎌ヶ谷市総合基本計画・後期基本計画「かがやレインボープラン21」がスタートします。本計画は、少子高齢化の進展などのさまざまな厳しい社会状況の中で、「私たちにできることは任せてほしい」という多くの市民の皆さんからの声をもとに、「市民との協働で達成する計画」として策定



鎌ヶ谷市の代名詞でもある鎌ヶ谷大仏

され、「安全・安心」「福祉」「教育」「魅力あるまちづくり」の4つを重点政策として掲げています。実施予定の事業としては、「安全・安心」の分野では、児童生徒の通学時の安全のための安全パトロール事業や、通学路の安全性向上を図る通学路整備事業、「福祉」では待機児童の解消を目指した県内初の施設型家庭的保育事業、民間の駅前保育園の誘致や特別養護老人ホームの新設・増設、「教育」では、小中学校の耐震改修や少人数指導教員さらり先生および特別支援教育推進指導教員のほほえみ先生を全小中学校へ配置、「魅力あるまちづくり」では、「栗野の森公園」や、東武鎌ヶ谷駅西口駅前広場の整備を進めていくことを考えております。

また、本年度は市制施行40周年を迎えることから、年間を通じて機会をとらえながら市民の皆さんとともにさまざまな記念事業を実施したいと考えております。

プロスポーツなどの 地域資源を活用した 地域活性化のまちづくり

本市のもう一つの特色として、野球・サッカーなどのプロスポーツを活用したまちづくりが挙げられます。市内にファーム球場があるプロ野球・北海道日本ハムファイターズおよび近隣の柏市を拠点とするJリーグのサッカーチーム・

柏レイソルとのイベントなどにおける連携を通じて、地域に根ざした両者の知名度や集客力の向上と、地域への愛着を生むきっかけづくりを進めています。

このような地域活性化施策のための全庁的な推進体制を構築するため、平成20年度から「地域活性化推進プロジェクト」に取り組んでおり、職員の自由な発想による地域活性化の約110のアイデアを集約して策定した「成長の戦略プラ

ン」の具現化を進めております。実現した施策の例としては、駅におけるファイターズの応援歌の発車メロディや職員のポロシャツの着用などによるファイターズタウン鎌ヶ谷のPR、緑のカーテン普及事業、議会の委員会室の自習室としての活用、駅前の観光案内看板設置などがあります。また、市のキャラクターPR事業の一環として、市にまつわるさまざまなテーマのキャラクターを集めた「かがや盛り上げ隊」を作成し、市の行事などで活用してまいります。そのほか、市内を縦断する東経140度線のPRをはじめとする国際化に対応した案内表示など、平成22年度までの取り組みをさらに発展させていくことを予定しております。

いった本市の地域資源や、交通の利便性を生かした、メディアカルツーリズムに代表される海外訪問客をターゲットとした取り組みを推進するための検討を行っていくことを予定しています。これからも「持続可能な行財政運営」を基本にしながら、本市が、よき魅力あるまちへと成長していくため、全力で市政運営に取り組んでまいります。



鎌ヶ谷市のキャラクター「かがや盛り上げ隊」



ファイターズタウン鎌ヶ谷

今後の新たな取り組みとして、地域の魅力の向上や情報の発信などといった「シティプロモーション」に力を注いでいきたいと考えております。さまざまな主体が連携しながら、日本一小さい鎌ヶ谷大仏や国史跡・下総小金中野牧跡、梨、ファイターズタウン鎌ヶ谷などと

新たな課題 「シティプロモーションの推進」

「安全・安心」「福祉」「教育」「魅力あるまちづくり」の4つを重点政策として掲げています。実施予定の事業としては、「安全・安心」の分野では、児童生徒の通学時の安全のための安全パトロール事業や、通学路の安全性向上を図る通学路整備事業、「福祉」では待機児童の解消を目指した県内初の施設型家庭的保育事業、民間の駅前保育園の誘致や特別養護老人ホームの新設・増設、「教育」では、小中学校の耐震改修や少人数指導教員さらり先生および特別支援教育推進指導教員のほほえみ先生を全小中学校へ配置、「魅力あるまちづくり」では、「栗野の森公園」や、東武鎌ヶ谷駅西口駅前広場の整備を進めていくことを考えております。

プロフィール

- ◆ 面積 21・11km²
- ◆ 人口 10万8159人
- ◆ 世帯数 4万4509世帯

〔将来都市像〕 緑とふれあいのあるふるさと鎌ヶ谷

〔まちの特徴〕 都心と空港の中間に位置し、便利な交通アクセスと豊かな自然が共存するまち

〔特産品〕 梨、各種ふるさと産品（梨ワイン、梨ケーキ、手折り麺、瓦せんべい、酢、ソースなど）



鎌ヶ谷市長
清水聖士



〔観光〕 梨・ぶどう狩り、鎌ヶ谷大仏、ファイターズタウン鎌ヶ谷、鎌ヶ谷市制記念公園の桜

〔イベント〕 YOSAKOIかがや、鎌ヶ谷市産業フェスティバル、鎌ヶ谷市農業まつり、鎌ヶ谷新春マラソン大会、鎌ヶ谷市市民夏祭り、春の牧ウマ祭り

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

魅力いっぱい、淡路島、防災対策と ふるさと資源を生かしたまちづくり

まちの魅力

南あわじ市は、淡路島の南部に位置し、気候温暖で過ごしやすく、神戸市まで80分、全国有数の農漁業地帯です。タマネギ、レタスを代表とする野菜、牛乳、ヨーグルトなどの乳製品、神戸ビーフや松阪牛の元牛となる繁殖和牛、ハマや鯛、フグなどの高級魚を扱う漁業や海産物、日本三大瓦の一つ淡路いぶし瓦、世界三大潮流の鳴門の渦潮や日本快水浴場特選に



地域の伝統文化である淡路人形

選ばれた名勝慶野松原、日本三大水仙郷の黒岩水仙郷などの自然景観、500年の歴史があり常設館で公演している淡路人形浄瑠璃、見て、食べて、楽しんで、体験いただける観光など、いろいろな「ふるさと資源」を有しております。どうぞお気軽に遊びに来てください。

防災対策

東北、関東地方を中心に日本の歴史上最大といわれる大地震および大津波が発生し、想像を絶する甚大な被害が生じました。その悲惨さを目の当たりにし、涙する光景が目に残りております。被災地の皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々に衷心より哀悼の意を表します。阪神淡路大震災

を経験した私たち南あわじ市民にとっての防災対策は命を守る対策として非常に重要です。

東南海・南海地震が30年以内の60%〜70%の確率で発生するといわれています。合併後、ケーブルテレビ網による宅内告知放送および112カ所の屋外スピーカー・サイレン、屋外監視カメラ、離島沼島のヘリポート、小中学校耐震化100%達成、保育所の耐震化、備蓄食糧や資機材の拠点施設並びに津波防災ステーションなど、県とともに多種多様で巨額の投資を行ってまいりました。しかし、最終的には市民一人一人の心が構えが大切です。

「自分の命は自分で守る。家族の命は家族で守る。地域の命は地域で守る」を基本理念とし、個人、家庭、地域が防災意識を高く持つ

ていただき、災害発生時には迅速に対応し、避難することを忘れてはなりません。自主防災組織を中心に地域で助け合い、冷静に行動できる体制づくりを再度見直すとともに、全小学校や淡路島一斉の防災訓練を実施し、防災意識を高めます。本年は、気象・津波警報や緊急地震速報などの緊急情報を受信する全国瞬時警報システム(アラート)を導入し、CATV網を通じて屋内外に発信します。

少子対策

少子対策に力を注いでいます。少子対策推進本部、少子対策課を設置し、雇用・定住対策、結婚促進、子育て環境の改善、女性の就業環境づくりなど、総合的に事業を推進しています。保育料第二子以降無料化の実施、0歳から小学3年生までの入院費を無料、中学3年生までを軽減、通院費は3歳未満までを無料とし、小学3年生



「淡路ファームパークイングランドの丘」のコアラ

までを軽減しています。

また、縁結び事業や通勤通学助成、新婚世帯家賃補助や特定不妊治療費助成、在宅子育て支援や子育て学習支援センターの拡充、学童保育や放課後子ども教室、学び資金利子補給など多面的に実施しています。併せて、子どもの心に内視鏡を入れるべく、杉良太郎さんが提唱するアジア国際子ども映画祭の広域予選会や国際大会を開催します。

人口減少・少子化に歯止めを掛けるため努力しておりますが、施策の効果を注視する段階です。産業振興や企業誘致などによる雇用確保や結婚促進になお一層力を注いでまいりたいと考えています。

資源を生かしたまちづくり

ほかに力を入れているのは職および食づくりです。安心・安全を求める「食」、地域活力に欠かさない「職」を振興するため、特産品の販売戦略と体験・交流・学習を組み合わせた総合的な観光産業の発展を目指しています。

政府の示す新成長戦略総合特区制度に基づき、「あわじ環境未来

島構想」を兵庫県、淡路島3市共同で申請し、食と農の持続を中心に、エネルギー、人生の持続をテーマとしたさまざまな可能性に挑戦してまいります。

TPPの動きが懸念されますが、食のブランド戦略を推し進め、販売流通の変革を目指すため、食の拠点施設の整備や東京・大阪などでのPR活動、都市商店街や企業との連携により文化を含めた情報発信に力を注ぎます。

淡路島牛や淡路島ヌードル、淡路島バーガーは、特産素材、飲食店、観光と融合し、淡路島そのもののイメージを膨らませています。オニオンチップスのような新しい商品や雇用を生み出すため農工商などの連携と併せ、起業促進やネット販売への挑戦、マーケティング活動を積極的に推進したいと考えています。瓦振興においても、アジアで実績のあった海外展開を支援し新たな販路拡大を推進します。

結び

最大のテーマは市民力、地域力発揮への挑戦です。新庁舎建設の推進と並行して、市民交流セン

プロフィール

- ◆ 面積 229・17km²
- ◆ 人口 5万1558人
- ◆ 世帯数 1万8549世帯

〔将来都市像〕「食」がはぐくむふれあい共生の都市

〔まちの特徴〕国生み神話のまち。大和時代の御食国。野・山・海の幸が豊富で人形浄瑠璃発祥の地

〔市町村合併〕平成17年1月11日、緑町、西淡町、三原町、南淡町と対等合併



南あわじ市長 中田勝久



〔特産品〕タマネギ、レタス、びわ、乳製品、淡路ビーフ、ハマ、桜鯛、淡路島3年とらふぐ、素麺、淡路いぶし瓦

〔観光〕淡路人形座、うずしお観潮船、慶野松原、灘黒岩水仙郷、海釣り公園、淡路ファームパークイングランドの丘

〔イベント〕うずしおまつり、淡路だんじり祭、慶野・福良花火大会、食と文化の市民まつり、水仙まつり、コアラ祭

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

地域の魅力再発見

東北関東地方における地震と津波で被災された方々やその家族の方々に心より哀悼の意をささげますとともに、一日も早い復旧と安心して過ごせる日を迎えられることを心よりお祈り申し上げます。

まちの特性と課題

大田市は、戦国時代から江戸時代にかけて、銀産出により世界経済に大きな影響を与えた石見銀山を中心に栄えた歴史を有し、日本海、国立公園三瓶山、温泉津温泉など豊かな自然と貴重な歴史に恵まれ、何よりも温かな人情にはぐくまれたまちです。しかしながら少子高齢化、過疎化の波により、平成17年の合併時点で4万703人の人口が5年を経て4万人を割り込み、地域産業などさまざまな分野において深刻な影を落としております。

石見銀山遺跡は、銀の生産活動の様子はもちろん、当時の町並みや生活様式、流通の仕組みなど、極めて良好な状態で保存され、ユネスコの世界文化遺産に登録されました。豊かな自然とともにある遺跡の保全を図りながら、産業、教育、文化など、多方面に生かし、地域の活性化につなげる取り組みを進めています。また、ユネスコ憲章がうたう「平和と人権尊重」の世界遺産の趣旨にふさわしい地として、価値と魅力を明らかにし、未来に引き継いでまいります。

さて、金融危機に端を発した世界的な景気後退は、国内的には持ち直しに向けた動きが見られるものの、失業者は高水準で、特に地方においてはさまざまな影響が生じ、依然厳しい状況に置かれております。本市を含め、過疎化、少子高齢

化、人口減少により、後継者不足などとともに、コミュニティの維持が困難な地域も現れており、今後は、これまでのような右肩上がりの志向から、地域が持つ資源を生かしながらそれぞれの課題を解決し、持続可能な社会の実現が求められているものと思えます。

自然・歴史・ひとが 光り輝く誰もが住みよい 県央の中核都市

このような中、本市の地域特性を生かした一体感のあるまちづくりを基本理念に大田市総合計画をはじめとして、「自然・歴史・ひとが光り輝く誰もが住みよい県央の中核都市」の実現に向けて新たなまちづくりに取り組んでいるところです。人口減少は、各分野における担い手の減少や消費の停滞など、地域経済全体の

活力を損ない、定住の促進に向けた総合的な施策の展開が急がれることから、産業振興と雇用創出、子育て環境の整備、住宅対策、魅力あるまちづくりを柱に平成20年には定住促進ビジョンを策定したところです。

まず、「産業の活性化なくして地域の自立発展なし」との考え方の下、①外貨を獲得する産業の育成、②新たな交流人口の拡大を促す産業の創出と育成、③地産地消による地域内消費の推進、④新たな外部資本の導入による雇用機会の拡充を目標に施策を展開いたしております。具体的には、地域産品の販路拡大と商品力の強化を図り、地場産業である石州瓦の利用促進、新たなものづくりや技術開発の支援、企業誘致、農業の担い手の育成などに重点的に取り組んでおりますが、特に定住促進の観点から、若年層の地元定着とUターン希望者などを対象とした職業紹介を行う取り組みを進めております。

誰もが住みよく安心、安らぎを感じる生活づくり

次に、子育て環境の整備ですが、「子どもを健やかに生み育てることができる環境づくり」として、幅広く支援策を展開いたしております。代表的な施策として、義務教育期間中の医療費負担の軽減をはじめ、保育料の無料化や軽減、休日保育や延長保育、待機児童の解消に向けた保育ママ制度の導入、さらに放課後児童クラブを設けるなど、子どもの居場所を確保し、家族が仕事と子育ての両立が可能となる子育て環境の整備を進めているところです。

快適な基盤づくり

さらに住宅対策では、若年層や家族世帯またUターン者の快適な住環境を確保するため、公営住宅の計画的な整備とともに自然回帰志向と都市生活者を中心に田舎暮らしの関心が高まる中、空き家を地域資源の



江戸時代の中ごろに開発された龍源寺間歩(坑道)

一つとした活用を始めております。参画と協働によるまちづくり

平成18年度をまちづくり元年と定め、市内全域27カ所にまちづくりセンターを設け、それぞれの地域が資源を生かし、課題を解決する取り組みを支援し、市民誰もが住みよいと思えるまちの実現を目指しています。同時に市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを進めており、今では日常生活での困りごとを共助の精神で解決する取り組みなども生まれてきております。

また、定住人口の増加を図る具体的な事業として、平成21年度から定住推進員を配置し、東京や大阪などの都市生活者の定住相談の場にも出向き、本市のPRに努めるとともに、空き家所有者の理解の下、インターネットなどで空き家を紹介し、Uターンのご希望にお応えしております。制度開始から今日までの2年間で43件、ご家族を含めると113名の方が新たに市民となられたところで、改めて地域の魅力を見つめ直す機会につながっております。また田植えや稲刈りなどの農業体験を通じて、田舎暮らしの楽しさや厳しさを体験してもらい、地域の人や文化、自然に直接触れるツアー

プロフィール

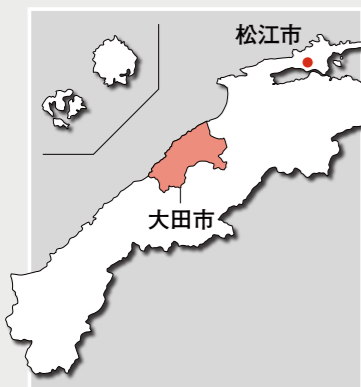
- ◆ 面積 436・12km²
- ◆ 人口 3万8955人
- ◆ 世帯数 1万6049世帯

〔将来都市像〕自然・歴史・ひとが光り輝く誰もが住みよい県央の中核都市
〔まちの特徴〕島根県の東西の中央部に位置し、海、山、そして世界遺産石見銀山遺跡など、豊かな自然と歴史に育まれるまち

〔市町村合併〕平成17年10月1日、旧



大田市長 竹腰創一



大田市、旧温泉津町、旧仁摩町の1市2町で合併
〔特産品〕やきもの、石州瓦、三瓶そば、ストカまぼこ、海産物、メロン、西条柿
〔観光〕石見銀山遺跡、国立公園三瓶山、温泉津温泉、仁摩サンドミュージアム
〔イベント〕やきもの祭、天領さん、彼岸市、五十猛グロ、さんべ祭、くびきウォーク

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

動き

全国市長会の

3月22日～4月22日

全国市長会ホームページURL

<http://www.mayors.or.jp/>

#1 平成23年東北地方太平洋沖地震の被災地支援などについて森会長(災害対策本部長)が片山総務大臣、仙谷内閣官房副長官に要請

3月22日、森会長は平成23年東北地方太平洋沖地震における被災地の要望や被災地への自治体職員による人的支援などについて片山総務大臣、仙谷内閣官房副長官にそれぞれ面会し要請した。森会長からは、①被災都市市長が政府に直接連絡を取れる体制を早急に取ること、②全国市長会として被災者の生活支援や被災地の復旧に対応するための自治体職員の派遣について政府と連携し全面的に協力すること、③被災家屋の危険度調査については十分配慮してもらいたいこと、④統一地方選挙の延期については被災地のみならず被災地を支援している周辺自治体へも適用すべきであることなどを要請した。

片山総務大臣からは、①緊急災害対策本部から分離して被災者生活支援特別対策本部を立ち上げて被災者支援について政府を挙げて取り組んでいくこと、②被災地支援のための自治体職員の人的支援については、全国市長会や全国町村会とも連携しながら進めていきたいこと、③被災地の統一地方選挙の延期については、本日は被災地について指定を行っているなどの発言があった。

また、仙谷内閣官房副長官からは、政府として被災地支援について最大限の努力をしているところで、全国市長会とも連携を密にしていきたい。森会長からは、①まず本会のこれまでの取組として、「東北地方太平洋沖地震災害対策本部」を設置し、人的・物的支援が行われるよう支援要請都市等と応援申出都市等との情報の橋渡しを行うための「緊急災害支援掲示板」のホームページ内への設置や、「義捐金受付口座」の開設等の取組状況を報告し、人的支援として、総務省と全国町村会等との共同により、市町村行政機能の回復を中心とした短期間の職員派遣の仕組みの準備を進めていること、復興・復旧のための技術職等の中・長期的な職員派遣も実施予定であることを説明するとともに、②地震・津波災害に対する緊急対策及び原子力災害対策について本会が3月25日に要請した「東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請」事項について、国による万全の措置を講じるよう強く要請した。

#2 「東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請」を政府、与野党、東京電力に提出

3月25日、本会は被災地域の県市長会長の意見を踏まえ「東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請」を取りまとめ、同日午後、本会平成23年東北地方太平洋沖地震災害対策本部長(事務総長)が、政府の被災者生活支援特別対策本部長(事務総長)の平野内閣府副大臣、瀧野内閣官房副長官、岡本総務事務次官に面談のうえ要請するとともに、本会のこれまでの取組状況について説明、併せて政府・国会・与野党の関係者並びに東京電力に提出した。

緊急要請では、地震・津波災害に対する緊急対策として、①行方不明者の捜索に全力をあげるとともに、被災者に対する支援を強化すること、②ライフライン施設や公共土木施設等の早期復旧・復興及び雇用対策への十分な支援、国による全面的な財政支援措置を講じること、③被災者等の生活支援、農林水産業や中小企業等の経営再建支援等のため、既存の法制等にとらわれず、国家的危機管理の観点からの財政支援や税制金融上の特例措置を講じること、④災害廃棄物を早急に撤去するため、広域的に処分場を確保するとともに、財産権等に関する特例措置等の弾力的運用を図ることや処理費用については全額国庫負担とするこ

どの発言があった。[企画調整室]

#5 東北地方太平洋沖地震の被災市町村に対する人的支援のための職員派遣を依頼

3月30日、本会は東北地方太平洋沖地震に係る被災市町村に対する人的支援のための職員派遣について、各市区長に依頼した。

今回の依頼は、総務省から被災県を通じて被災市町村からの要請状況(短期、中・長期派遣、合計550名)を受けて、窓口業務をはじめとする市役所等の行政機能の回復・維持や、避難所の運営、救援物資の仕分け等要員確保等のための職員派遣を依頼したものである。

なお、今後においても、中・長期の職員派遣の要請があることから、総務省、被災県及び全国町村会の協力により改めて被災市町村に対し派遣要請の調査をし、人的支援のための職員派遣を依頼することとしている。

[行政部]

[行政部]

#4 森会長が被災市町村に対する人的支援のための職員派遣について記者発表

3月30日、森会長は、記者会見を開き、本会は総務省、被災県、全国町村会との共同により、緊急かつ応急的な被災市町村に対する職員派遣のた

[行政部]

と、⑤国家的危機管理の観点から、被災者の支援や被災者の生活再建、被災産業の経営再建、社会生活産業全般にわたる基盤整備、被災自治体に対する財政支援等について総合的かつ包括的な特別法を制定し、国家的課題として被災地の復旧・復興を迅速かつ集中的に行うこと。

原子力災害に対する国の責任ある対応として、①一刻も早い事態の収束に全力で取り組むこと、②発電所の事故に関する情報や避難情報等を公開・伝達し周知徹底を図ること、③避難者のスクリーニングや除染の実施とともに、適切な医療措置を講じること、④避難先を広域的に確保するとともに、生活物資等の確保や休業等に伴う生活支援等について万全の対応を講じること。併せて、避難者受け入れ自治体に対する十分な財政措置を講じること、⑤発電所の事故により放出された放射性物質の測定情報及びその影響等について、周知徹底を図るとともに、出荷制限をされた農畜産物の生産者や事業者等に対して早急に全額補償するなど必要な対策を講じること、風評被害による損害に対して全額の補償を実施すること、などについて強く要請している。

[行政部、経済部]

#3 森会長が「民主党総務部門会議」東北地方太平洋沖地震に関する支援・復興に関するヒアリングに出席し要請

3月30日、民主党総務部門会議において、本会

#6 森会長が、岩手県、宮城県、福島県の被災地各県市長会長などと面会し、職員派遣など支援策について意見交換

4月2日(土)～3日(日)、森会長は、岩手県市長会長の谷藤盛岡市長、東北支部長・宮城県市長会長の奥山仙台市長、福島県市長会長の瀬戸福島市長及び立谷相馬市長とそれぞれ面談し、本会が総務省、被災県、全国町村会と連携して被災市町村に対する人的支援のための職員派遣の仕組みを作り、現在、全国に応援職員派遣を要請していることなど被災地支援策について意見交換を行った。

また、奥山仙台市長との面談に際しては、指定都市市長会長の矢田神戸市長も同席し、矢田神戸市長からは、今回の災害は被害の規模が極めて広範囲にわたっていることなどから指定都市として



左から森会長、奥山・仙台市長、矢田・神戸市長

も総務省及び全国市長会等から示された人的支援の仕組みに則り、支援をしていきたい旨の発言があった。さらに、森会長は、岩手県知事、宮城県知事、福島県知事とも面談し、各知事に対し職員派遣について地元市長会と県と連絡を密にして実施できるように要請した。これに対して、各知事からは全国市長会の取組に感謝するとともに、被災市町村と地元市長会の意見を聞いてしっかり対応して参りたいとの発言があった。なお、福島市及び相馬市では、森会長が各市の災害対策本部会議に出席し、激励の挨拶を行うとともに、被災状況などについて説明を受けた。

【企画調整室】



谷藤・盛岡市長(左奥)から被災状況等について説明を受ける森会長(右奥)



福島市災害対策本部で激励の挨拶を行う森会長。中央は瀬戸・福島市長



相馬市災害対策本部で激励の挨拶を行う森会長。中央は立谷・相馬市長

#7 報告の後、「東日本大震災に関する緊急決議」及び「原子力発電所事故に対する国の責任ある対応を求める緊急決議」を決定

4月6日全国都市会館において理事会を開催した。冒頭、東日本大震災により亡くなられた方々に対し黙とうを捧げるとともに、東北75市を代表して東北市長会長の奥山仙台市長からのメッセージの紹介の後、鈴木総務副大臣から政府の東日本大震災対策の取組み状況の報告が行われた。

次に、東日本大震災への対応(①緊急災害掲示板の開設及び活用状況、②被災市町村に対する人的支援、③義捐金口座の開設等)、「社会保障の課題と改革の方向」、1月26日開催の理事・評議員合同会議以降の諸会議の開催状況等について報告・了承された。

さらに、「東日本大震災に関する緊急決議」及び「原子力発電所事故に対する国の責任ある対応を求める緊急決議」について副会長宮島甲府市長から提案理由説明が行われ、これを決定した。同緊急決議については、正副会長等が片山総務大臣、松本防災担当大臣、平野内閣府副大臣、松下経済産業副大臣などに対し要請を行うとともに、各省の政務三役、全国議員、与野党代表者及び東京電力株式会社に提出した。

【企画調整室】

#8 森会長はじめ役員市長が、「東日本大震災に関する緊急決議」及び「原子力発電所事故に対する国の責任ある対応を求める緊急決議」について片山総務大臣、松本防災大臣等に面談し要請

4月6日開催の理事会終了後、森会長はじめ副会長の宮島甲府市長、野村萩市長、野志松山市長並びに行政委員会委員長の石垣新見市長、同副委員長佐久間市原市長は、片山総務大臣(被災者生活支援特別対策本部本部長代理)、平岡総務副大臣、鈴木総務副大臣、平野内閣府副大臣(被災者生活支援特別対策本部本部長)、松下経済産業副大臣、松本防災担当大臣(被災者生活支援特別対策本部本部長)にそれぞれ面談し、標記緊急決議の実現方について要請した。

森会長からは、①現在、被災者の生活支援や被災地の復旧に対応するための自治体職員の派遣を重点的に行っているが、今後、被災地の役所機能の再生など、中・長期派遣にも力を注ぎ、復興支援に、政府と連携し全面的に協力していくこと、②大震災の被害の実態を直視し、国家的危機管理として、既存の法制等にとらわれないこと、迅速かつ万全の措置を講じること、③原子力発電所事故に対して、国においては一刻の猶予も許されない危機管理として国の全面的な責任と補償により万全の措置を講じることなどを強く要請した。片山総務大臣からは、①被災地支援のための自



片山・総務大臣、平岡・総務副大臣、鈴木・総務副大臣に要請する正副会長、行政委員会正副委員長

治体職員の人的支援については、全国市長会、全国町村会の全面的な協力に感謝していること、②市町村の役所機能の回復のためには市町村職員の支援が欠かせないことから、きめ細かい支援をお願いするなどの発言があった。また、平野内閣府副大臣からは、被災者生活支援として、ライフラインの復旧、仮設住宅の建設等、徐々に始まっているが、依然としてがれきの撤去などの課題も山積しているため、引き続き、協力をお願いしたいなどの発言があった。次いで、松下経済産業副大臣からは、原子力発電所施設から海洋に放出した汚染水による漁業被害や放射性物質による農林業及び畜産業等に対す

る被害については、国の責任において全面的に対応することなどの発言があった。

さらに、松本防災担当大臣からは、①全国市長会がいち早く職員を派遣するなど対応いただいていることに感謝すること。②今回の災害はこれまでと全く違う対応が必要になるが、医療、介護、福祉のケア、仮設住宅、雇用など国としてあらゆる対策を行い、被災地の復旧、復興に努力していきたいなどの発言があった。

なお、各府省の政務三役、全国会議員、与野党代表者及び東京電力株式会社緊急決議を提出した。

【企画調整室】

#9 政府の「集中検討会議」への準備作業会合における

地方三団体ヒアリングに、森会長が出席

4月7日開催の政府の「社会保障改革に関する集中検討会議」の準備作業会合において、地方三団体からのヒアリングが行われ、本会を代表して森会長が出席した。

森会長からは、「社会保障の課題と改革の方向」(4月6日理事会決定)に基づき、社会保障制度に関する①基礎自治体が果たしている役割、②目指すべき改革の基本方向、③課題と具体的方向について、具体的事例を示しながら発言するとともに意見交換を行った。

特に、社会保障制度は、現場である市町村の意

と税の一体改革において、本会として4月6日に「社会保障の課題と改革の方向」の提言を行ったところ。

その中の改革の1つとして、「サービス給付を必要とする人を把握するとともに、包括的・横断的かつ継続的な相談等を実施するべく、情報提供や必要なサービスの手配等が可能な総合案内所的な拠点、すなわち社会保障の総合プラットホームによるワンストップサービスを整備・拡充する必要があること。その拠点については、社会保障全般を包括する共通のインフラとして、実際に各種サービス給付を行っている基礎自治体において対応することが、最も効果的であるとして、そのためには、共通番号制度の導入や個人情報保護制度の弾力的運用を図る必要があること」を提案しているところであり、この点を十分踏まえて検討されたいこと。

④国民の安心と信頼を得るためにも、個人情報保護やセキュリティについて、万全の措置を講じるべきであるが、一方、災害時等においては、適切な対応が可能となるよう、個人情報保護制度の弾力的運用を図るべきこと。

⑤番号制度の導入にあたっては、都市自治体に新たな経費負担が生じることのないよう適切な財政措置を講じること等を要請している。

【行政部】

見を十分に踏まえ、国・都道府県・市町村が一体となり施策を実施・改善していくべきであるとした上で、①社会保障制度において、市町村は、年金を除く、医療、介護、子育て、障がい者福祉等の社会保障給付の多くを担っており、その果たすべき役割は、非常に大きく重要であること、②縦割りとなつて各制度を総合的に実施できるのは基礎自治体である市町村だけであること。これをより効率的・効果的に実施するため、社会保障全般を包含する共通インフラ(社会保障の総合プラットホーム)の整備・拡充が重要であること、③危機的状況に直面している国保については、国保の構造的課題に対処し、安定的かつ持続的運営ができる制度とするべく、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化を実現するまでの間、都道府県を運営主体とするともに、公費負担の拡大と国庫負担割合の引き上げを図るなど、一刻も早い改革の実現が急務であること等について発言した。

【社会文教部】

#10 「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」に森富山市長が出席し、社会保障・税に関わる番号制度について意見交換

4月13日、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会(第7回)」が開催され、社会保障・税に関わる番号制度について、地方六団体と

#11 東北地方太平洋沖地震に係る被災市町村に対する人的支援のための職員派遣の申し出状況

3月30日付け発行第12号による、被災市町村に対する職員派遣については、被災市町村からの673名の要請に対して、4月11日現在、これを大幅に上回る約2000名(約400市区、5市区長会)の派遣が可能との回答があった。

【行政部】

#12 東日本大震災復興構想会議の「検討部会」の初会合が開催され、森会長が検討部会長代理として出席

4月20日、東日本大震災復興構想会議に対し、専門的事項について意見を述べるため設置された「検討部会」の第一回会合が開催され、森会長が部会長代理として出席した。

森会長からは、①原子力発電所事故に伴う放射能問題は、市町村及び県の能力を超えた課題であり、国が責任を持って対応すべきであること、②復興計画の策定にあたっては、地域特性に応じる

意見交換を行った。本会からは、副会長であり、共通番号制度等に関する検討会座長の森富山市長が出席した。

森富山市長は、提出した「社会保障・税に関わる番号制度に関する意見」をもとに、①本会は、全国共通の本人確認システムとして構築・運用されている住民基本台帳ネットワークシステム等の既存のインフラを活用していくことが、効率性、費用効果の面からも適当であると主張しており、基本方針において、住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号とする、とされている点については、この方向で進めること。

②本会は、都市自治体は国民健康保険や生活保護、介護等社会保障サービスを担うとともに地方税の課税等の業務を担っており、こうしたことから都市自治体の各種住民サービスとも連携し、簡便で効率的に都市自治体が利用できるものとするようすで意見を提出している。当面の利用分野としては、社会保障分野と税務分野とすることについてはやむを得ないが、情報連携の範囲については、本会が本年1月11日に提出した利用方法の調査回答を踏まえ、各社会保障分野及び各税務分野とこれらに密接に関係する分野について利用ができるようにする方向で検討すること。将来的には幅広い利用範囲(C案)での利用を視野に利用場面の拡大を図ることとし、その点を明示するとともに、その道筋を提示すること。

③現在、政府において検討されている社会保障が必要であることなどの発言をした。

なお、復興構想会議では、5月中旬を目途に「検討課題」の整理を行い、それに基づき「提言」を起草し、6月末ごろまでを目途に第一次の「提言」を取りまとめることとしている。

【企画調整室】



冒頭のあいさつをする枝野内閣官房長官、手前から2番目は森会長